

農業信用保証保険制度の概要

(台湾・日本農業金融視察団研修)

2010年9月29日

**独立行政法人 農林漁業信用基金
農業管理室**

I. 農業信用保証保険制度のあらまし

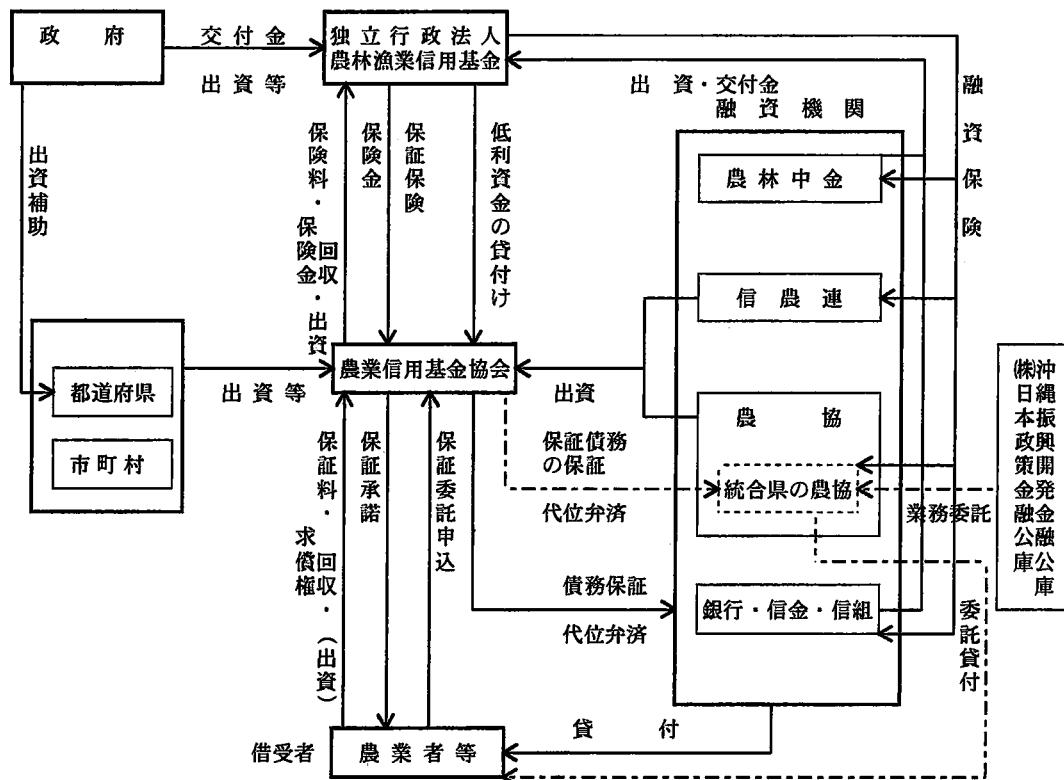
1. 制度の創設

農業信用保証保険法に基づき、1961年に農業信用基金協会が行う保証制度が創設され、1966年に農業信用保険協会（1987年以降は旧農林漁業信用基金、2003年以降は独立行政法人農林漁業信用基金）が行う保険制度が創設された。

2. 制度の目的（保証保険法第1条）

農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資機関の農業者等に対する貸付けについて、その債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的としている。

3. 制度の仕組み



II. 農業信用基金協会の概要

1. 設立

農業信用基金協会は、各都道府県（計47）に設立されている。

2. 区域（保証保険法第4条）

基金協会の区域は、都道府県の区域^注による。

（注）特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る2以上の都道府県の区域とする。

3. 会員（保証保険法第14条）

基金協会の会員資格を有する者は、基金協会の区域内に住所を有する農業者等及び基金協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体である。

（注）農業者等とは次に掲げる者である。

- 1 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者
- 2 農業協同組合
- 3 農業協同組合連合会
- 4 農事組合法人
- 5 農業協同組合中央会
- 6 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- 7 土地改良区及び土地改良区連合
- 8 たばこ耕作組合
- 9 農業振興公益法人（農業を営む者、農業に従事する者、農協、同連合会又は地方公共団体が、社団法人にあっては表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）
- 10 農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であって、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

基金協会の会員数（2009年3月末現在、全国合計）

合計	都道府県	市町村	農協	信農連	全共連	経済連等	その他
3,350	47	1,604	946	36	47	43	627

4. 業務（保証保険法第8条）

基金協会は、次の業務を行っている。

- ① 会員たる農業者等（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）

4. 業務（保証保険法第8条）

基金協会は、次の業務を行っている。

- ① 会員たる農業者等（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）が農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、それ以外の資金であってその事業又は生活に必要な資金を借り入れることにより、融資機関に対して負担する債務の保証

注. 融資機関は次のとおり。（保証保険法第2条第2項、同法施行令第2条）

- 1 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業（組合員に対する貸付）を行う農業協同組合。
 - 2 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会。
(信農連)
 - 3 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会。（全共連）
 - 4 農林中央金庫
 - 5 銀行、信用金庫、信用協同組合
- ② 信用農業協同組合連合会・農林中央金庫の統合県の農業協同組合が、(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて農業者等に貸付けを行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」と称す。）の保証（現在、奈良県のみ取扱い）
- ③ 農業経営基盤強化法等の認定を受けた者（認定農業者）であってその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給（以下、「農業経営改善促進資金業務」という。）

（注）特別の事由により主務大臣の承認を受けた場合には、その区域外に住所を有する認定農業者に対し本業務を行うことができる。

5. 基金及び出資

① 基金（保証保険法第9条）

基金協会は、会員からの出資金、準備金からの繰入金、都道府県その他の団体から交付された交付金を基本財産として、保証債務に対する最終的担保である「基金」として管理している。融資機関から代位弁済の請求があった場合には、この「基金」により代位弁済を行うとともに、その運用益により業務運営を行っている。

年度末基金造成状況

(単位：百万円)

区分	2003年度	2004	2005	2006	2007	2008
基 金	(4.9) 272,605	(1.8) 277,521	(2.7) 285,012	(▲0.6) 283,376	(2.5) 290,380	(1.1) 293,645
構成別	出資金 交付金 繰入金	219,106 11,548 41,951	223,452 12,024 42,045	230,941 11,907 42,164	228,464 12,596 42,316	233,766 14,070 42,544
資金別	近代化 改 良 就 農 一 般 等	(0.1) 44,055 (4.3) 123 (▲2) 147 (5.8) 228,280	(2.7) 44,176 (0.0) 123 (0.0) 147 (2.1) 233,074	(▲0.1) 44,122 (6.7) 288	(▲1.1) 43,625 (▲5.6) 272	(0.0) 43,780 (▲0.7) 270
						(0.0) 43,899 (0.0) 271 (2.9) 249,475

(注) カッコ内は対前年度伸び率である。

② 出資 (保証保険法第15条)

会員は出資金一口（1万円）以上を有しなければならない。

会員別出資状況(2009年3月末現在)

(単位：百万円)

区分	合計	都道府県	都道府県以外						
			市町村	農協	信農連	全共連	経済連等	その他	
近代化	29,892	13,638	16,253	3,519	7,941	2,586	687	971	550
改良	212	210	2	2	-	-	-	-	-
就農	257	255	2	2	0	-	-	-	-
一般等	205,854	17,830	188,024	6,320	134,355	34,069	6,956	5,863	461
うち金融公庫	13,065	4,471	8,595	759	5,574	1,513	273	471	5
計	236,214	31,933	204,281	9,842	142,296	36,655	7,644	6,833	1,011

6. 1 被保証者に対する保証の最高限度 (業務方法書第4条)

① 特定資金

特定資金の貸付限度額

② 特定資金以外の一般資金 (ただし、特に必要な場合には理事会特認有り)

a 農業を営む者 個人 3,000万円

個人以外 5,000万円

b 農業協同組合等 15,000万円

7. 1会員に対する保証の最高限度（規約第36条）

1会員についての保証の金額の最高限度は、特定資金又は一般資金に係る債務保証のための基金として出資したそれぞれの出資額の100倍～300倍（2008年10月現在）
(ただし、特に必要な場合には理事会特認有り)

8. 基金協会の保証の最高限度（業務方法書第3条）

保証残高（注1）の合計額が、保証債務の弁済に充てるための基金の額（注2）の10倍～40倍

- 注1. 保証残高は、保険関係が成立している保証にあっては保証合計額から当該保険関係に係る保険金額に相当する額の残高、再保証関係が成立している保証にあっては保証合計額から当該再保証関係に係る再保証金額の2分の1に相当する額の残高を控除した額。
2. 基金の額は、出資金・交付金・繰入金により造成した額から、基金をもって行った代弁額を差し引き、受領保険金・回収金のうち協会取得分・求償権債却額（受領保険金相当額及び再保証機関が行った代弁相当額を除く。）を加えた現在高。

基金協会の保証倍率の分布状況（2008年10月1日現在）

（単位：協会数）

	10倍	15倍	20倍	25倍	30倍	35倍	40倍	平均倍率
特定資金 特定以外の 一般資金	3 1	28 20	16 10	0 10	0 2	0 3	0 1	16.4 20.5

9. 保証料率（業務方法書第14条）

① 農業近代化資金及び農業改良資金

（ア）融資対象物件以外の担保又は第三者保証人を徴求しない場合

債務保証残高（元本分）に対し年1.0%以内

（イ）融資対象物件以外の担保又は第三者保証人を徴求する場合

債務保証残高（元本分）に対し年0.5%以内

② 就農支援資金

債務保証残高（元本分）に対し年0.5%以内

③ 一般資金

債務保証残高（元本分）に対し年2.0%以内

10. 保証の範囲（業務方法書第7条）

借入金の元本、利息及びその債務の不履行による遅延損害金を加えた額の100%（ただし、理事会が別に定めたものについては、その範囲内）

なお、農業経営維持資金の一部については次のとおり。（債務保証契約書第1条）

① 畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金（2007年4月以降）

ア 保証残高10億円以上の協会

借入者の負債比率に応じて、借入金の元本及び利息の合計残高の70%以内～100%以内の範囲

借入者の負債比率	保証の範囲
100%未満	100%以内
100%以上200%未満	90%以内
200%以上300%未満	80%以内
300%以上400%未満	70%以内
400%以上	保証対象外

イ 保証残高10億円未満の協会

借入者の負債比率に応じて、借入金の元本及び利息の合計残高の100%又は90%

借入者の負債比率	保証の範囲
100%未満	100%
100%以上	90%

注：負債比率：該当資金の保証申し込み時における総負債残高を、最近3か年の平均売上高又は前年度の売上高のいずれか多い額で除して得た比率

② 家畜飼料特別支援資金（2008年4月以降）

借入金の元本及び利息の合計残高の70%

11. 保証債務の弁済（業務方法書第20条）

基金協会は、被保証者が基金協会の保証に係る債務の弁済期限到来の日（分割償還の場合は、各償還日）又は期限の利益を失った日から3月を経過しても弁済しなかった場合において、融資機関から基金協会に対して保証債務の代位弁済請求があったときは、遅滞なく弁済することとしている。ただし、延滞発生から1年を経過した日以降においては、代位弁済請求を行うことはできない。

12. 求償権の取得（業務方法書第22条）

基金協会は、保証債務の弁済をしたときは、その時において当該被保証者に対し、その弁済した金額に相当する求償権を取得することとなる。また、基金協会が取得した求償権に対し、代位弁済をした日から求償権の行使方法により定められた期間までの日数に応じ求償権利息を徴すこととしている。

13. 代位弁済・求償権償却時の融資機関の負担（債務保証契約書第10条の2）

特定資金（農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金、負担軽減支援資金、畜特資金等）や特定資金以外の農業資金について、基金協会が代位弁済した時又は求償権償却した時には、代位弁済額又は求償権償却額（いずれも保険金相当分を除く自己リスク分）の10%以上の額を拠出金として融資機関に請求することとしている。

14. 基金協会の業務・経営の健全性の確保（2005年4月1日施行）

① 業務の健全性の基準（保証保険法第8条の2、第56条の2）

主務大臣は、基金協会の経営の健全性を判断するための基準として、保証債務の弁済能力の充実の状況の基準を定め、これに応じて、基金協会に対し、監督上必要な措置を命ずることができる。

→健全性基準（告示）、監督命令（省令）（2006年度より適用）

② 監事資格者の拡大及び公認会計士監査の導入（保証保険法第33条、第42条）

基金協会の監事資格者として、会員の中から選任する他、農業または金融に関する学識経験者にも資格を付与する。また、基金協会の決算関係書類について、公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。

→会計命令（省令）（2005年度より適用）

15. 基金協会の合併・事業の譲渡（2005年4月1日施行）

① 基金協会は、総会の議決等の手続を経て、合併・事業譲渡を行うことができる。

（保証保険法第48条の2～第48条の9）

② 基金協会から事業を譲り受けた者で一定の要件を満たす者の行う農業近代化資金等の保証についても、信用基金が保険を行うこととする。

（保証保険法第59条）

→信用基金の保険対象となる譲受者の要件（省令）（2006年度より適用）

III. 独立行政法人農林漁業信用基金（農業部門）の業務の概要

1. 設立

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金法に基づき、旧農林漁業信用基金の権利義務を承継し、2003年10月1日に設立された。

なお、旧農林漁業信用基金は、旧農業信用保険協会、旧林業信用基金及び旧中央漁業信用基金の権利義務を承継し1987年に設立され、2000年4月1日に旧農業共済基金の業務を承継した法人である。このうち旧農業信用保険協会は、1966年8月1日に農業信用保証保険法に基づき発足した法人である。

2. 区域

信用基金の区域は、全国の区域による。

3. 目的（信用基金法第3条）

信用基金は、基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うとともに、基金協会の業務に必要な資金を融通することにより、農業近代化資金等の融通を円滑にすることを目的としている。

4. 資本金（信用基金法第5条）

信用基金への出資者（農業部門）は、政府、基金協会、農林中央金庫等で、①農業保険資金と②農業融資資金に区分される。

（2010年3月末現在）

区分	出資者別	期末残高
農業保険資金	政府出資 民間出資 (農業信用基金協会) (農林中央金庫) (全国開拓農協連) 交付金（政府） 小計	5,442百万円 20,239百万円 17,779百万円 2,359百万円 1,000百万円 3,288百万円 28,969百万円
農業融資資金	政府出資 交付金（政府） 小計	54,467百万円 8,214百万円 62,681百万円
合計		91,649百万円

（注）交付金は、旧農業信用保険協会時に政府から交付されたものである。

5. 業務（信用基金法第12条）

（1）農業保険業務

ア 保険の種類（保証保険法第59条及び第66条、同法施行令第4条）

- ①保証保険…基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務保証についての保険
- ②融資保険…融資保険対象者（農林中央金庫・信連（統合県の農協を含む。）・銀行・信用金庫・信用協同組合^注）が行う農業近代化資金等の融資についての保険。ただし、基金協会による債務保証が行われる場合における当該貸付けについては適用しない。

注：信用金庫・信用協同組合は施行令で規定。

イ 保険対象資金（保証保険法第2条第3項）

- ・農業近代化資金
- ・農業改良資金
- ・就農支援資金
- ・主務大臣指定資金

農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

ウ 保険引受（保証保険法第59条第1項及び第2項、第66条第1項、同法施行令第3条第1項）

①保証保険

- ・包括保険……1件300万円以上の保証の場合は、基金協会等が保証したことにより、自動的に保険関係が成立する。
- ・選択保険……1件300万円未満の保証の場合は、基金協会等の選択により、信用基金に通知することにより保険関係が成立する。

②融資保険

融資保険対象者が農業近代化資金等の貸付けをしたことを信用基金に通知することにより、貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付けにつき保険関係が成立する。

エ 融資保険に係る保険引受の限度等

（1）融資保険に係る貸付金残高の合計額の最高限度（業務方法書第3条の2）

次の各号に掲げる額の合計額の10倍に相当する額

- ① 政府出資金（財会省令の規定による農業保険資金）の2分の1に相当する額及び政府から支払を受けた融資保険基盤強化事業交付金の額の合計額
- ② 融資保険対象者出資金の2分の1に相当する額及び融資保険対象者交付金の額の合計額

③ 融資保険に係る保険収支差額

(2) 融資保険に係る一融資保険対象者の貸付金残高の合計額の最高限度

(業務方法書第3条の3)

次の各号に掲げる額のそれぞれ20倍に相当する額

① 農協系統（農林中金、信農連及び指定農協）

融資保険対象者出資金の2分の1に相当する額及び融資保険対象者交付金の額の合計額

② 銀行等（銀行、信用金庫及び信用協同組合）

各々の融資保険対象者交付金の額

(3) 融資保険に係る貸付金の額（業務方法書第3条の4第1項）

貸付対象者に対する一貸付金の額は2億円以上とする。

ただし、基金協会から相当額の保証を受けている貸付対象者が、新規に貸付けを受けることが必要である場合で、当該基金協会が当該貸付けについての保証引受けにより、他の借入者の債務保証引受けに支障をきたす等の事情があるときは、2億円未満の貸付けであっても融資保険に係る保険契約を締結することができる。

(4) 融資保険に係る銀行等の交付金・拠出金

(融資保険約款（銀行等用）第4条、第14条)

① 融資保険対象者交付金

融資保険に付保しようとするものの貸付金の額とその貸付予定日において融資保険に付保しているものの貸付金残高との合計額に20分の1を乗じて得た額

② 拠出金

信用基金から保険金の支払を受けた場合、その保険金の10分の1に相当する額

才 保険価額（保証保険法第59条第6項、第66条第3項、同法施行令第3条第2項）

① 保証保険

基金協会が保証した借入金等（借入金元本及び約定利息（借入期間が3年以上で主務大臣が定める利息注以内））並びに特定債務につき保証をした金額
注：農業近代化資金の基準金利と同率で告示により規定

② 融資保険

融資保険対象者の貸付金の額（元本）

力 保険金額（保証保険法第59条第6項、第66条第3項）

保険価額に100分の70（てん補率）を乗じて得た額

キ 保険料率（業務方法書第4条）

保険種類	資金等区分		保険料率
保証保険	特定	農業経営改善資金	年0.22%
	資金	農業経営維持資金	年0.34%
		農業施設資金	年0.32%
		農業運転資金	年0.30%
		農家経済安定施設資金	年0.13%
		農家生活改善資金	年0.30%
		農協保証債務	年0.22%
融資保険	特定	農業経営改善資金	年0.33%
	資金	農業経営維持資金	年0.51%
		特定資金以外の資金	年0.48%

- (注) (1) 特定資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金その他主務大臣の承認を受けて信用基金が別に定める資金をいう。
- (2) 農業経営改善資金とは、特定資金のうち農業経営の改善を図るために必要な資金として主務大臣の承認を受けて信用基金が別に定める資金をいう。(農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、金融公庫転貸資金、特定農産加工資金、家畜排せつ物処理高度化資金、農業経営改善促進資金)
- (3) 農業経営維持資金とは、特定資金のうち農業経営の維持を図るために必要な資金として主務大臣の承認を受けて信用基金が別に定める資金をいう。(畜特資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜疾病経営維持資金、家畜飼料特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金)
- (4) 農業施設資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の用に供する土地若しくは施設の改良、造成、復旧若しくは取得又は機械器具の改良若しくは取得に必要な資金をいう。
- (5) 農業運転資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者等の農産物の生産、処理加工若しくは流通の事業に必要な資金又は共同利用に供する施設の事業に必要な資金のうち、これらの事業の運営に必要な資金をいう。(果樹等植栽育成、家畜購入・育成、肥料・飼料等の購入等)
- (6) 農家経済安定施設資金とは、特定資金以外の資金であって、次に掲げる資金をいう。
- ア 農業者等の保有する土地、施設等の資産、農業者等の技能又は農村の地域資源を活用して行う事業その他農村地域又は農家生活に密着した事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びこれらの事業の運営に必要な資金(賃貸住宅等)
- イ 農業者若しくは農業後継者の生活改善又は農業後継者の確保に必要な資金のうち住宅の改良、造成又は取得に必要な資金

- (7) 農家生活改善資金とは、特定資金以外の資金であって、農業者若しくは農業後継者の生活改善又は農業後継者の確保に必要な資金のうち(6)のイの資金を除くものをいう。(自動車、教育等)
- (8) 農協保証債務とは、信農連・農林中金の統合県の農協が、日本公庫又は沖縄公庫の委託を受けて農業者等に対する貸付けを行った場合、当該農協が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証したこととなる債務(「特定債務」)をいう。

ク 保険事故(保証保険法第59条第6項、第66条第3項、同法施行令第5条)

①保証保険

基金協会が被保証者に代わってする借入金等又は特定債務の全部又は一部の弁済(代位弁済)をいう。

②融資保険

弁済期後3月を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済をいう。

ケ 保険金(保証保険法第61条、第68条)

①保証保険

代位弁済額から基金協会が保険金支払の請求をする時までに被保証者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額^注を控除した残額に、100分の70を乗じて得た額とする。

注: この求償権を行使して取得した額は、基金協会が借入金等及び特定債務のほか遅延損害金又は費用についても代位弁済をした場合には、当該求償権を行使して取得した総額に、その代位弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

②融資保険

貸付金の回収未済の額から融資保険対象者が保険金支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、100分の70を乗じて得た額とする。

コ 保険金の支払請求(保証保険法第62条、保証保険約款・融資保険約款)

- ① 基金協会・融資保険対象者は、保険事故発生の日から1月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。
- ② 基金協会・融資保険対象者は、保険事故発生の日から1年3月を経過した後は、保険金の支払の請求をすることができない。
- ③ 信用基金は、調査のため時日を要する場合を除き、保険金支払請求書を受理した日から起算して30日以内に保険金を支払うこととしている。

サ 回収金の納付(保証保険法第64条、第70条)

①保証保険

保険金の支払を受けた基金協会は、保険金支払の請求後被保証者に対する求償権（基金協会が代位弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。）を行使して取得した額に、保険金支払額の上記ケ①の残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

②融資保険

保険金の支払を受けた融資保険対象者は、保険金支払の請求後回収をした貸付金の額と保険金支払日の翌日以後の利息の受領額との合計額に、保険金支払額の上記のケ②の残額に対する割合を乗じて得た額を信用基金に納付しなければならない。

(2) 農業融資業務

ア 基金協会の農業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付け

a 長期資金

- ・貸付原資 49,137百万円
- ・償還期間 2年以内(信用基金が特に必要と認めるときは3年以内)
- ・利 率 年3%以内
- ・貸付限度 1協会につき総額の10分の1以下

b 短期資金

- ・貸付原資 1,044百万円
- ・償還期間 6カ月以内
- ・利 率 年2%以内
- ・貸付限度 1億円以下

貸付残高(2010年3月末現在)

長期貸付	短期貸付	合計
49,137百万円	474百万円	49,611百万円

イ 全国低利預託基金(農業経営改善促進資金に係る預託を行う基金協会に対して、その預託に必要な資金に充てる資金)

- ・貸付原資 12,500百万円
- ・償還期間 1年以内
- ・利 率 年1%以内
- ・貸付限度 都道府県の貸付目標の8分の1に相当する額又は都道府県低利預託基金の額のいずれか低い額

貸付残高(2010年3月末現在)

全国低利預託基金	1,875百万円
----------	----------

6. 独立行政法人制度の概要

(1) 独立行政法人とは・・・

- 1) 公共性の高い事務・事業のうち、
- 2) 国が直接実施する必要はないが、
- 3) 民間の主体に委ねると実施されないおそれのあるものを実施するものであり、
 - ・業務の効率性・質の向上
 - ・法人の自律的業務運営の確保
 - ・業務の透明性の確保を図る仕組みとなっている。

① 業務の効率性・質の向上

○中期的な目標管理と第三者による事後評価

- ・主務大臣が中期目標（3～5年）設定⇒法人が中期計画策定
→中期目標において効率化目標を提示
- ・各府省の評価委員会（外部有識者）が法人の業務実績を評価
- ・総務省の評価委員会が各府省の評価結果を横断的に評価

○廃止・民営化を含めた業務・組織全般の定期的見直し

- ・中期目標期間終了時に主務大臣が業務・組織全般の検討・見直し

○企業的経営手法による業務・財務運営

- ・業績主義に基づく人事管理
- ・企業会計原則を基本とした会計処理
- ・民間大企業並みの会計監査人による監査（ごく小規模法人を除く。）
- ・外部監事（社外監査役）の設置

○必要最小限度の陣容の整備

- ・役員数の上限は個別法で規定
- ・外部監事（社外監査役）の設置

② 自律的な業務運営の確保

○法人の長への権限の集中

- ・役員（理事）の任免権は法人の長に集中

○主務大臣の過剰な関与の排除

- ・主務大臣の関与事項は法令で限定

○運営費交付金による財源措置

- ・使途の内訳は特定せず、翌年度に繰り越すことが可能

○民間人登用を含めた適材適所の役員人事

③ 業務の透明性の確保

○情報の公開

- ・業務・財務運営にかかる広汎な事項の公表
- ・「独法情報公開法」による法人文書の開示、積極的な情報提供

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金の設立

2002年12月4日に独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）が制定され、2003年10月1日に独立行政法人農林漁業信用基金が設立・発足した。（中期目標期間は2003年10月～2008年3月・4年6ヶ月）

(3) 独立行政法人の組織・業務の見直し

- ① 2005年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、業務・組織全般の見直しの検討を行うとされ、その見直しに当たっては、「これらの独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、その組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方について併せて検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする」（行政改革推進法第15条）とされた。
- ② 信用基金については、融資業務等を行う独立行政法人であることから、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しが、①の重要方針に基づき、1年前倒しで2006年度に行われ、4月以降、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、行政減量・効率化有識者会議でのヒアリング、論議を経て、2006年12月24日行政改革推進本部の了承の後見直し内容（保険収支改善等）が決定された。
- ③ また、2007年12月24日には、信用基金を含むで全ての独立行政法人（101法人）に対し、整理合理化計画が、行政改革推進本部と閣議において決定された。これを踏まえ、主務省（農林水産省・財務省）から信用基金に対し中期目標が指示され、信用基金においては2008年4月より第2期中期計画（2008年～2012年）がスタートしている。

(4) 独立行政法人に対する事業仕分け

- ① 2009年9月の政権交代後、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議が設置され、これまで事業仕分けが2回行われた。
事業仕分けとは、公開の場において、外部の視点も入れながら、各事業ごとに必要な可否等を議論し、判定するものである。
 - 第1弾（2009年11月の9日間（11/11～11/13、11/16～11/17、11/24～11/27））
 - ・国の449の事業を対象
 - 第2弾（2009年4・5月の8日間（4/23・4/26～4/28・5/20・5/21・5/24・5/25））
 - ・独立行政法人・公益法人が行う事業を対象
- ② 信用基金については、4月28日の事業仕分けにおいて農・林・漁業の各低利預託原資貸付業務が取り上げられ、「事業の廃止　出資金の国庫返納　また、新たに運転資金に対する政策的な低利融資の制度設計を行うに当たっても当独立行政法人が実施するかどうかを含めてゼロベースで検討」という評価結果が出されたところである。

附 屬 資 料

1. 融資資金の役割

2. 保証保険の事業実績

- 図 1 保証引受の推移
- 図 2 保証残高の推移
- 図 3 保証保険引受の推移
- 図 4 保証保険価額残高の推移
- 図 5 年度別保険収支状況

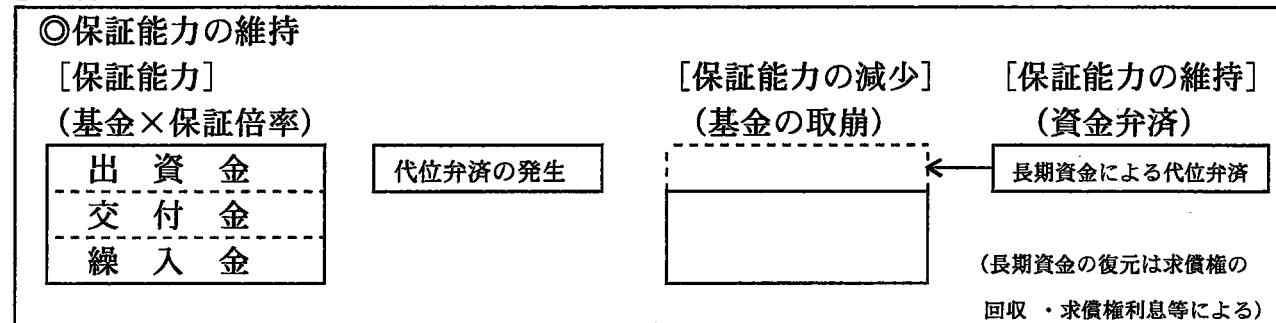
3. 農業信用保証保険制度の変遷

4. 農業・農協信用補完制度の仕組み

1. 融資金の役割

(1) 基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金の貸付け

① 普通長期資金、特別長期資金（畜特資金対応・基金取崩回避資金）



② 短期資金

◎円滑な代位弁済

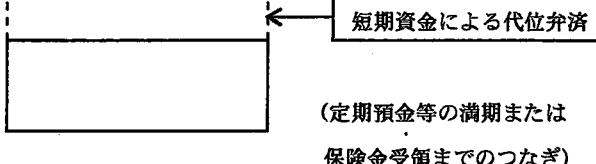
[代位弁済の財源]
(基金・資金)

有価証券
定期預金
当座・普通預金

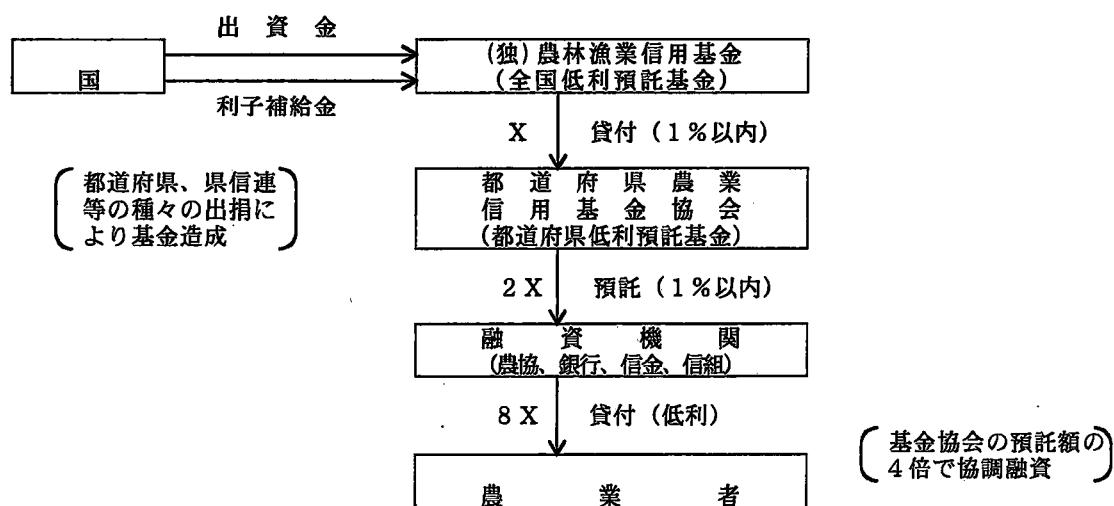
代位弁済の発生

[運用効率の減少]
(資金等の中途解約)

[運用効率の維持]
(資金繰入借入)



(2) 基金協会が行う農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の預託に必要な資金の貸付け



2. 保証保険の事業実績

図1 保証引受けの推移

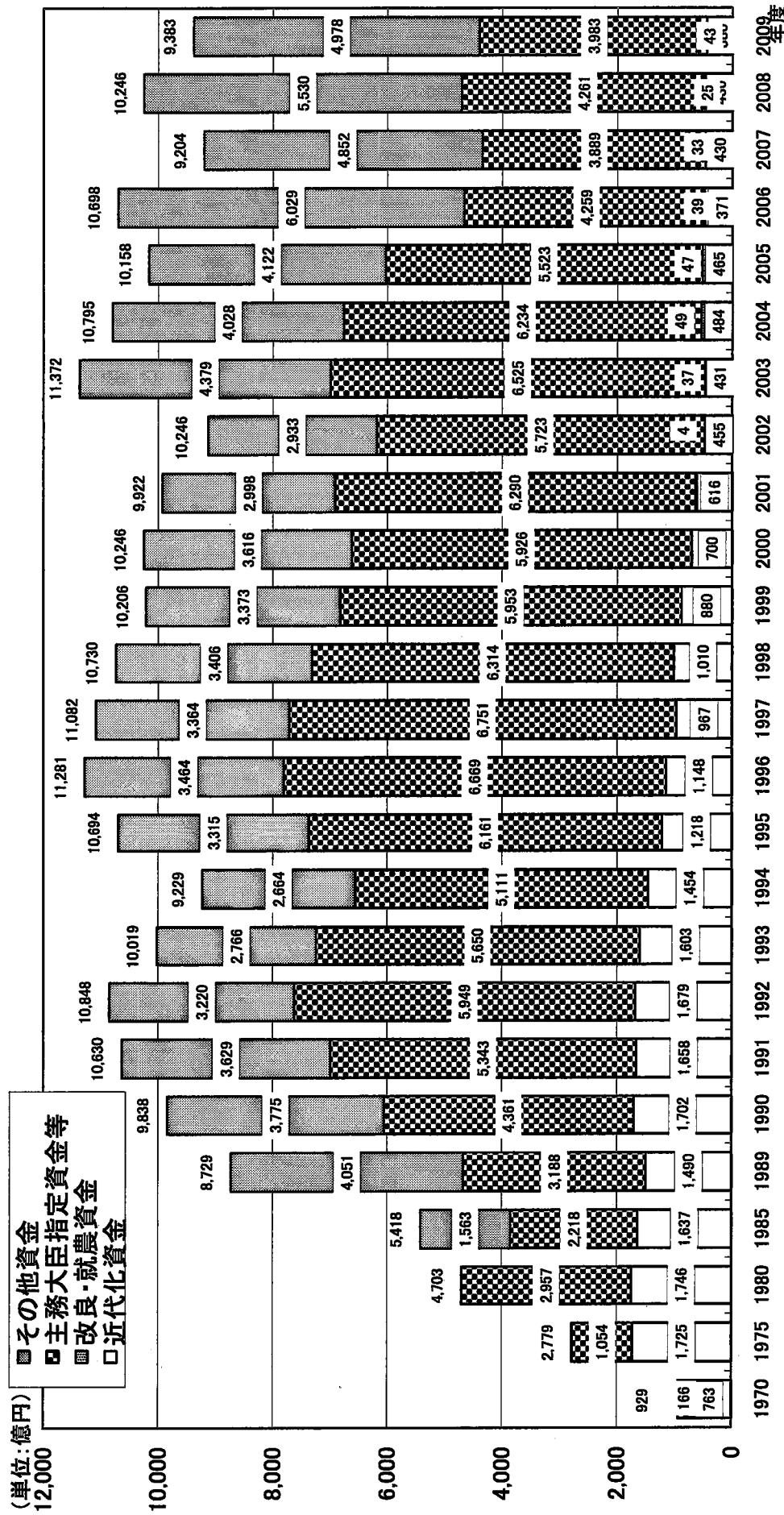
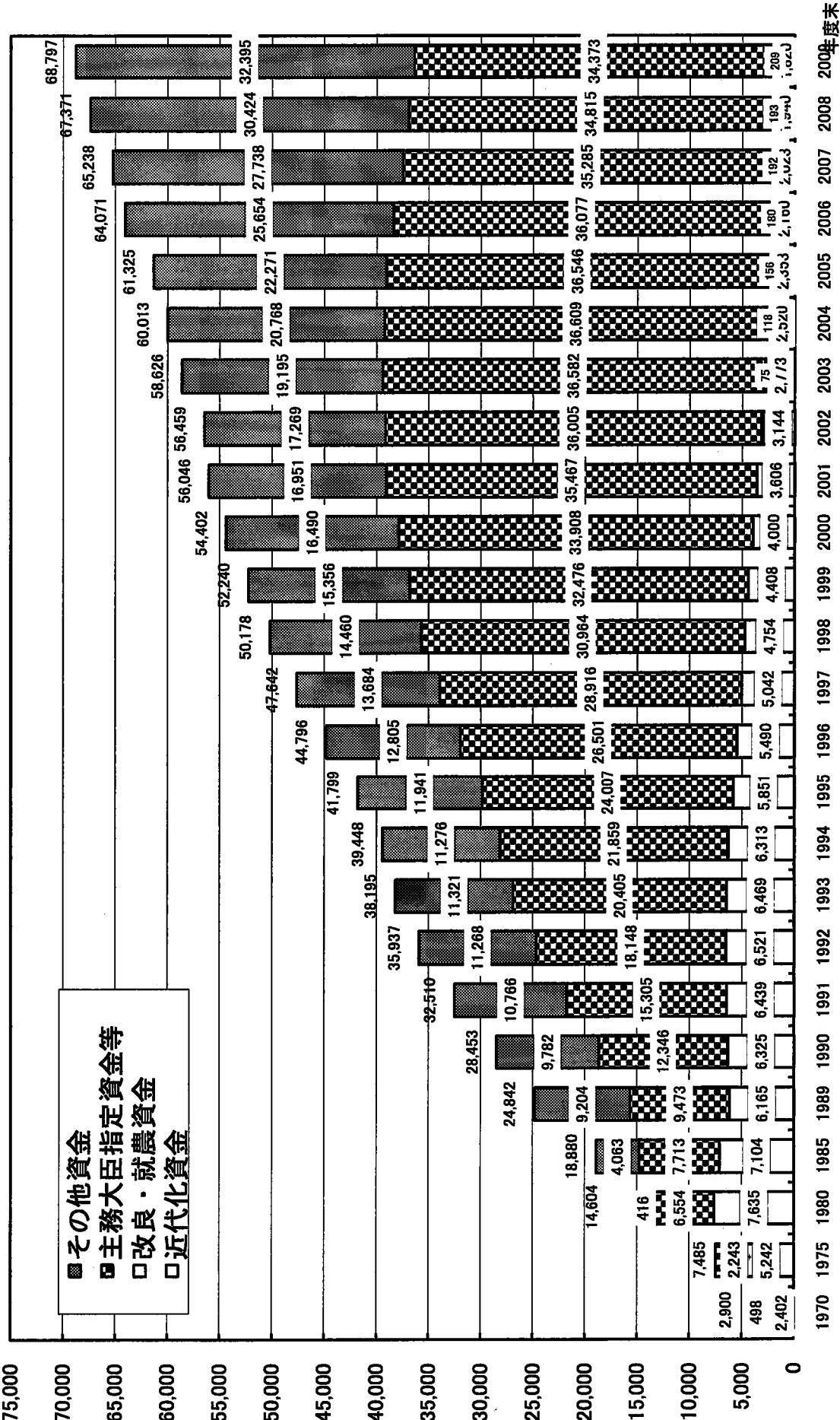


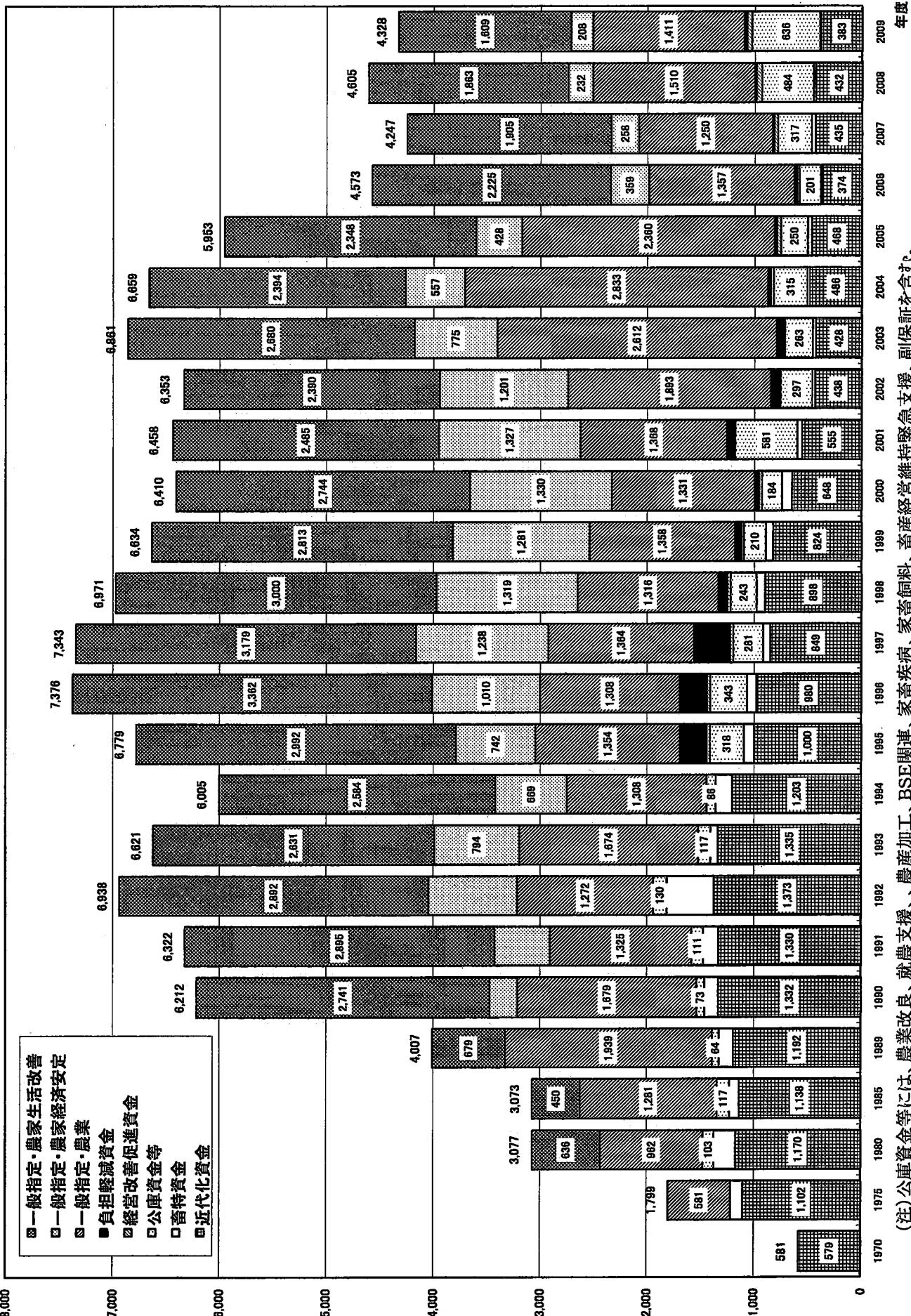
図2 保証残高の推移

(単位:億円)



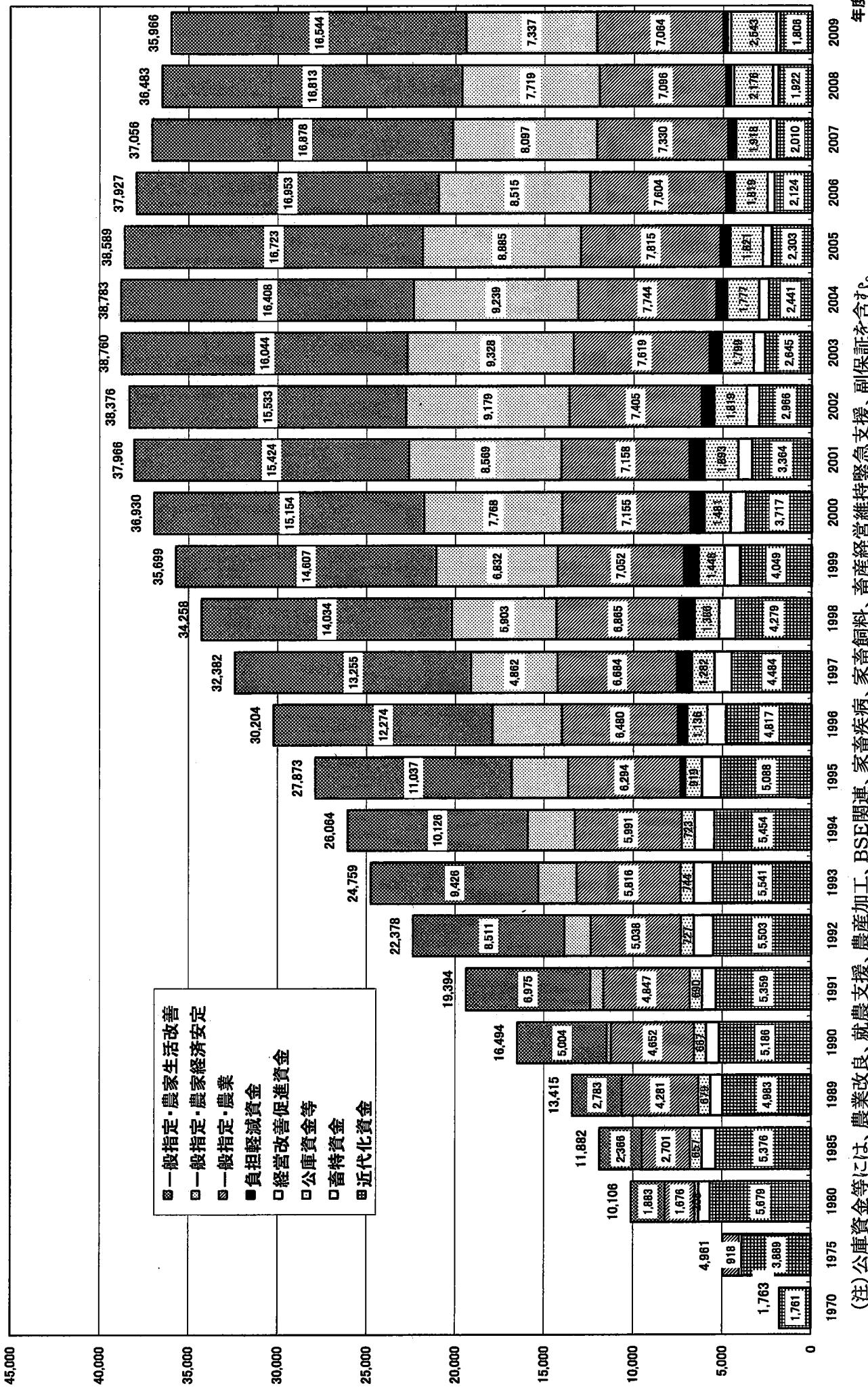
(単位:億円)

図3 保証保険引受けの推移



(単位:億円)
45,000

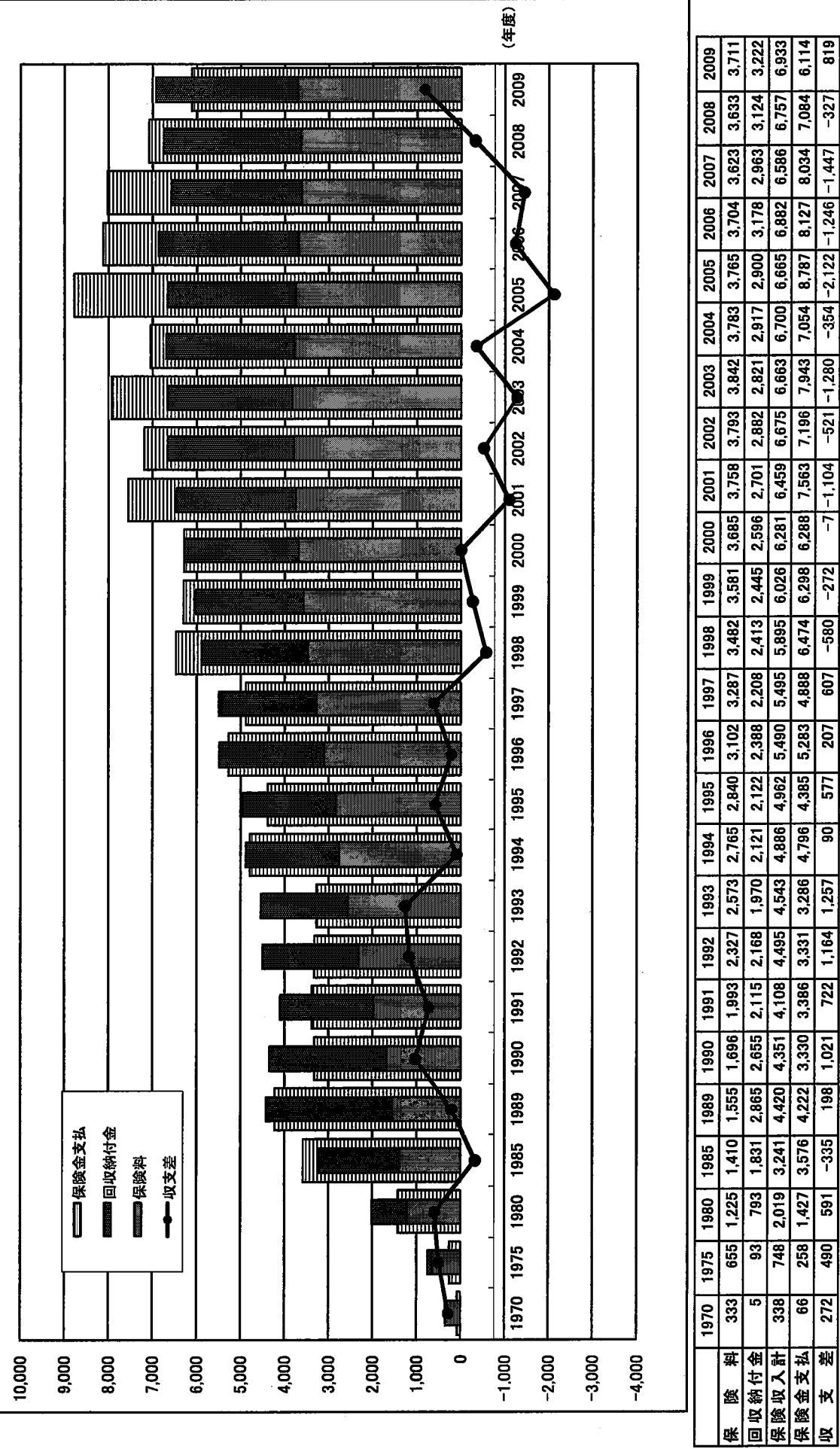
図4 保証保険価額残高の推移



(注)公庫資金等には、農業改良、就農支援、農業加工、BSE関連、畜産経営維持緊急支援、副保証を含む。

図5 年度別保険収支状況

(単位:百万円)



(注)1. 保証保険、融資保険、開拓承継の合計である。

2. 現金ベースである。

3. 農業信用保証制度の変遷

年度	経済・金融の動き	農業・農政の動き	保証保険の制度改正の動き
1961			
1962		・農業基本法公布 ・第1次農業富積改善事業	・農業信用基金設立
1966			・農業信用保険協会設立
1967	・ケネディラウンド(関税一括引下)交渉妥結	・構造政策の基本方針発表 ・総合資本制度発足 ・新規開拓制度改善事業 ・第2次農業富積改善事業 ・自主流通農地整備促進法公布 ・農業振興地域基本方針決定 ・農業の基盤化促進事業 ・農地保有合理化促進事業 ・耕作転換対策実施要綱法 ・農村地域工場促進法 ・ニクソンショック	・総合資金に係る運転資金を保険対象資金に追加 ・総合資金に係る運転資金を保険対象資金に追加
1968			
1969			
1970			
1971			
1972	・沖縄復帰 ・日本列島改造論発表	・沖縄県協会設立 ・一般資金を保険対象に追加 ・信託資金制度発足	
1973	・変動為替相場制に移行 ・第1次石油ショック	・生産緩和法公布 ・総合食糧政策の展開発表 ・水田利用緩和策発足 ・北日本大漁害	・一般資金を融資保証協会を統合 ・信託資金を保険対象資金に追加
1974			
1975	・第1回サミット開催	・総合食糧政策の展開発表 ・水田利用緩和策発足	・中央開拓融資保証協会を統合 ・畜牧行政資金を保険対象資金に追加
1976			
1977			
1978	・第2次石油ショック	・地域農政特別対策事業発足 ・水田利用再編対策発足 ・新農業富積改善事業発足	・公庫転貸資金を保証保険の対象に追加
1979	・東京ラウンド交渉妥結	・地域農業生産総合振興対策 ・農用地利用情勢法公布 ・「80年代の農政の基本方向」答申 ・水田利用再編2期対策決定	・農用地利用情勢法公布 ・大冷害 ・水田利用再編2期対策決定
1980	・大蔵省「銀行行政自由化の方針」提示		
1981			

年度	保険引受け額(保険のみ)(億円)	保険支給額(保険のみ)(億円)	保証支給額(保険のみ)(億円)	農協貸出残高(億円)	保証引受け額(保険のみ)(億円)	保証引受け額(保険のみ)(億円)	保証依存率(%)	付保率 A/C
1966	(228) 244	(228) 244	(27) 28	13,184	478	1,228	9.3	18.6
1967	(359) 395	(568) 619	(86) 93	16,779	600	1,578	9.4	36.0
1968	(402) 434	(907) 989	(146) 151	20,673	652	1,922	9.3	47.2
1969	(584) 609	(1,375) 1,477	(226) 237	25,446	865	2,419	9.5	56.8
1970	(581) 620	(1,763) 1,897	(267) 272	31,115	929	2,900	9.3	60.8
1971	(589) 625	(2,077) 2,230	(355) 379	35,347	971	3,307	9.4	62.8
1972	(568) 582	(2,253) 2,493	(341) 367	40,856	1,087	3,720	9.1	60.6
1973	(1,082) 1,137	(2,891) 3,079	(273) 300	57,291	1,794	4,700	8.2	61.5
1974	(1,786) 2,004	(4,137) 4,449	(399) 445	67,012	2,608	6,237	9.3	66.3
1975	(1,799) 1,885	(4,961) 5,261	(438) 490	72,731	2,779	7,485	10.3	(66.3)
1976	(2,134) 2,177	(5,993) 6,284	(152) 193	80,250	3,239	8,860	11.0	67.6
1977	(2,667) 2,698	(7,325) 7,589	(76) 38	85,472	3,769	10,574	12.4	69.3
1978	(2,713) 2,777	(8,377) 8,659	(▲132) ▲79	88,135	3,829	11,854	13.4	70.7
1979	(2,742) 2,794	(9,262) 9,560	(257) 301	96,012	4,107	13,108	13.7	70.7
1980	(3,077) 3,105	(10,106) 10,388	(550) 591	104,680	4,704	14,604	14.0	69.2
1981	(2,757) 2,792	(10,452) 10,716	(▲159) ▲316	109,698	3,729	13,830	12.6	75.6

年度	経済・金融の動き	農業・農政の動き	保証保険の制度改正の動き	年度	保険引受額(保険のみ)(億円)	保険支払額(保険のみ)(億円)	保険収支額(保険のみ)(億円)	保険高保険の保証額(保険対象)(億円)	保険高貸出(保険対象)(億円)	保証残高(保険対象)(億円)	付保率C/B	保証依存率C/A	
1982.	・臨時行政調査会基本答申	・新地域農業生産総合振興対策発足		1982.	(3,118)	(11,086)	(▲209)	111,915	4,031	14,434	12.9	76.8	
1983.	・水田利用再編第3期対策決定			1983.	(2,761)	(11,355)	(▲182)	111,599	113,757	3,647	14,621	12.9	77.6
1984.	・経務省発足	・金融の国際化の現状と今後の対応		1984.	(2,898)	(11,579)	(▲364)	11,805	114,694	3,736	14,746	12.9	78.5
1985.	・金融制度調査会「金融自由化の進展と環境整備」答申	・農業金融3法改正		1985.	(3,080)	(11,882)	(▲348)	12,069	115,903	3,854	14,818	12.8	80.2
1986.	・金融制度調査会「金融自由化の進展と環境整備」答申	・農業金融3法改正		1986.	(3,270)	(12,143)	(▲384)	12,294	113,600	3,987	14,795	13.0	82.1
1987.	・新臨時行政政策審議会発足	・世界的株価暴落(10月19日ブラックマンデー)	・牛肉・オレンジジ自由化(合)	1987.	(3,187)	(12,229)	(▲417)	12,341	113,893	3,907	14,664	12.9	83.4
1988.	・新臨時行政政策審議会発足	・米・日韓「国際化への対応と農山村の活性化のための政策の基本方針」改善臨時措置法公表	・施設資金(5年未満)及び經營資金の保険料率0.3%設定	1988.	(3,300)	(12,511)	(▲239)	12,611	117,004	4,107	14,882	12.7	84.1
1989.	・新臨時行政政策審議会発足	・農業・農山村の基本方針改善臨時措置法公表	・特定農業加工資金を特定資金に追加	1989.	(4,007)	(13,415)	(196)	13,491	121,383	4,679	15,639	12.9	85.8
1990.	・新臨時行政政策審議会発足	・農業金融公庫法及び農業信用保証法改進促進法公布	・農家経営の安定に資する資金の追加及び農業経営の改善資金の追加	1990.	(6,212)	(16,494)	(1,008)	16,581	129,645	6,961	18,671	14.4	88.3
1991.	・雲仙普賢岳噴火	・全中経合審議会「系統農協の組織整備・連合会答申の事業機能等について」答申	・食品流通構造改善資金を特定資金に追加	1991.	(6,322)	(19,394)	(693)	19,504	141,204	7,320	21,744	15.4	89.2
1992.	・第2次「臨時行政改革推進審議会」諮詢答申	・新しい食料・農業・農村政策の基本方針」発表	・食品流通構造改善資金を特定資金に追加	1992.	(6,938)	(22,378)	(1,145)	22,501	152,279	7,659	24,670	16.2	90.7
1993.	・ウルグアイ・ラウンド交渉妥結	・水田常識公庫法改定	・農業経営の基盤強化のための農業経営基盤整備法等成立	1993.	(6,621)	(24,759)	(1,236)	24,894	160,082	7,253	26,874	16.8	92.1
1994.	・普通預金利自由化	・経営体改組融資制度発足	・農業経営改善促進資金を特定資金に追加	1994.	(6,005)	(26,064)	(208)	26,220	158,990	6,565	28,171	17.7	92.5

1982.	・臨時行政調査会基本答申	・新地域農業生産総合振興対策発足	
1983.	・水田利用再編第3期対策決定		
1984.	・経務省発足	・金融の国際化の現状と今後の対応	
1985.	・金融制度調査会「金融自由化の進展と環境整備」答申	・農業金融3法改正	
1986.	・金融制度調査会「金融自由化の進展と環境整備」答申	・地域農業総合整備資金発足	
1987.	・新臨時行政政策審議会発足	・世界的株価暴落(10月19日ブラックマンデー)	・牛肉・オレンジジ自由化(合)
1988.	・新臨時行政政策審議会発足	・米・日韓「国際化への対応と農山村の活性化のための政策の基本方針」改善臨時措置法公表	・施設資金(5年未満)及び經營資金の保険料率0.3%設定
1989.	・新臨時行政政策審議会発足	・農業・農山村の基本方針改善臨時措置法公表	・特定農業加工資金を特定資金に追加
1990.	・新臨時行政政策審議会発足	・農業金融公庫法及び農業信用保証法改進促進法公布	・農家経営の安定に資する資金の追加及び農業経営の改善資金の追加
1991.	・雲仙普賢岳噴火	・全中経合審議会「系統農協の組織整備・連合会答申の事業機能等について」答申	・食品流通構造改善資金を特定資金に追加
1992.	・第2次「臨時行政改革推進審議会」諮詢答申	・新しい食料・農業・農村政策の基本方針」発表	・食品流通構造改善資金を特定資金に追加
1993.	・ウルグアイ・ラウンド交渉妥結	・水田常識公庫法改定	・農業経営の基盤強化のための農業経営基盤整備法等成立
1994.	・普通預金利自由化	・経営体改組融資制度発足	・農業経営改善促進資金を特定資金に追加

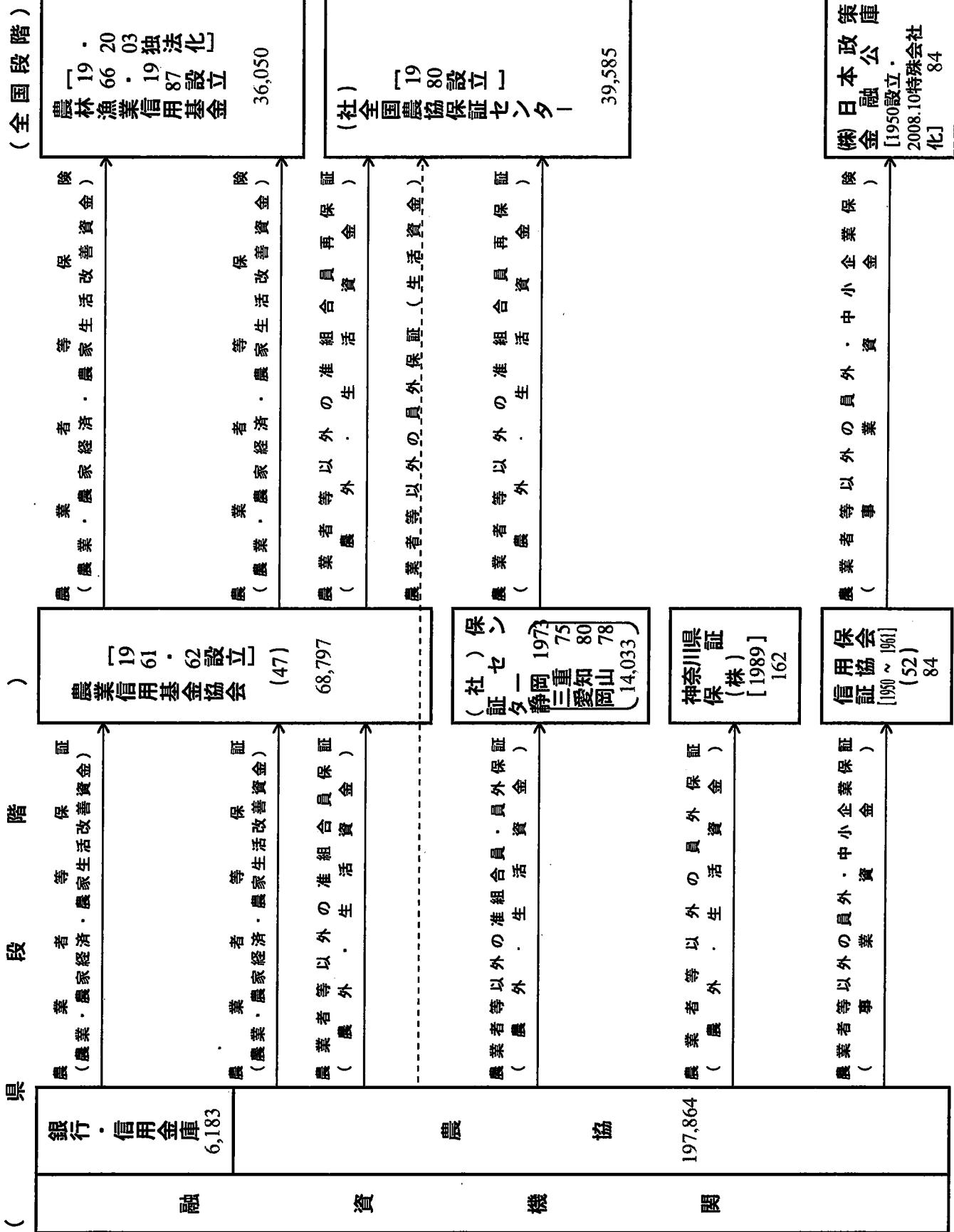
年度	経済・金融の動き	農業・農政の動き	保証保険の制度改正の動き							
			保険引受け額(保証保険のみ)(億円)	保険支払額(保証保険のみ)(億円)A	保険収支額(保証保険のみ)(億円)	農協貸出残高(億円)B	農協引受け額(保証保険対象)(億円)	保証引受け額(保証保険対象)(億円)C	保証依存率(%)C/B	付保率(%)A/C
1995	WT〇発足 ・住事問題の具体的な処理決定 方策について閣議決定	・新食糧法施行 ・農家負担軽減支授特別資金を特定資金で追加	(6,779) 6,793	(27,873) 27,990	(551) 577	165,219	7,379	29,859	18.1	93.3
1996	・住事処理法等金融関連6法改正	・農協改革関連2法公布 ・統合県の農協保証債務の追加	(7,376) 7,395	(30,204) 30,298	(177) 206	168,529	7,817	31,991	19.0	94.4
1997	・山一証券・北海道石狩銀立 行等破綻 ・金融監督庁発足 ・金融再生・早期健全化法 ・金融システム安定化法試 ・健全化法 ・整理回収機構発足	・新たな米政策大綱発表 ・農村基本問題調査会最終答申 ・コメ輸入開拓化決定	(7,343) 7,355	(32,382) 32,465	(592) 607	174,842	7,718	33,958	19.4	95.4
1998	・金融庁発足	・農業・農村基本法施行 ・食料・農業・農村基本法施行 ・土地利用型農業活性化対策 ・大綱決定	(6,971) 6,982	(34,258) 34,335	(▲717) ▲580	178,578	7,323	35,717	20.0	95.9
1999	・農村基本計画公表	・食料・農業・農村基本法施行 ・基本法に基づく食料・農業 ・農村基本計画公表	(6,634) 6,644	(35,699) 35,770	(▲291) ▲272	177,389	6,833	36,885	20.8	96.8
2000	・BSE(牛海綿脳症)感染 ・府10省2斤発足 ・戦後初懸やかなかフレ セロ金利復活 ・農協改革2法の制定 ・貿易セインター比リ崩壊 ・「特殊法人等整理合理化計画」発表	・農業信用保険の対象に農業経営販賣 相手農業支援資金、経営体育資金の追加	(6,410) 6,422	(36,920) 36,980	(▲18) ▲7	178,623	6,629	37,911	21.2	97.4
2001	・独立行政法人農林漁業信 用基金融定 ・JAバンクシステムスター ・米政策大綱決定	・農業改良資金を保証保険対象に追 加	(6,458) 6,470	(37,966) 38,016	(▲1,116) ▲1,104	176,599	6,924	39,093	22.1	97.1
2002	・イラク戦勃発 ・不良債権処理加速	・食糧庁を廃止、消費・安全 局を新設、食糧事務所として再編 ・地方農政事務所としフルエンザ 発生	(6,353) 6,366	(38,376) 38,424	(▲534) ▲521	174,180	6,198	39,190	22.5	97.9
2003	・新潟県中越地震発生 ・インドネシア・スマトラ島沖大規模地震発生 ・景気の「踊り場脱却」を 育む ・行政改革の重要方針	・WTO枠組み合意 ・農林漁業信用基金独立行政法人に 移行	(6,861) 6,874	(38,760) 38,805	(▲1,293) ▲1,280	175,662	6,993	39,431	22.4	98.3
2004	・島池太郎震地震発生	・農協法・農業信用保証保険法の改 正法が成立(合併及び事業譲渡)	(6,659) 6,659	(38,783) 38,812	(▲362) ▲354	174,089	6,768	39,170	22.5	99.0
2005	・行政改革の重要方針 閣議決定	・保険料率改定(特定資金) ・基金令及びガイドラインの一部改正	(5,953) 5,953	(38,589) 38,602	(▲1,840) (▲2,133)	172,839	6,036	39,051	22.5	98.8

年度	経済・金融の動き	農業・農政の動き	保証保険の制度改正の動き
1995	WT〇発足 ・住事問題について閣議決定	・新食糧法施行 ・農家負担軽減支授特別資金を特定資金で追加	
1996	・住事処理法等金融関連6法改正	・農協改革関連2法公布 ・統合県の農協保証債務の追加	
1997	・山一証券・北海道石狩銀立 行等破綻 ・金融監督庁発足 ・金融再生・早期健全化法 ・金融システム安定化法試 ・健全化法 ・整理回収機構発足	・新たな米政策大綱発表 ・農村基本問題調査会最終答申 ・コメ輸入開拓化決定	
1998	・金融庁発足	・農業・農村基本法施行 ・食料・農業・農村基本法施行 ・土地利用型農業活性化対策 ・大綱決定	
1999	・農村基本計画公表	・食料・農業・農村基本法施行 ・基本法に基づく食料・農業 ・農村基本計画公表	
2000	・1府10省2斤発足 ・戦後初懸やかなかフレ セロ金利復活 ・農協改革2法の制定 ・貿易セインター比リ崩壊 ・「特殊法人等整理合理化計画」発表	・BSE(牛海綿脳症)感染 ・府10省2斤発足 ・戦後初懸やかなかフレ セロ金利復活 ・農協改革2法の制定 ・貿易セインター比リ崩壊 ・「特殊法人等整理合理化計画」発表	
2001	・独立行政法人農林漁業信 用基金融定 ・JAバンクシステムスター ・米政策大綱決定	・農業改良資金を保証保険対象に追 加	
2002	・イラク戦勃発 ・不良債権処理加速	・食糧庁を廃止、消費・安全 局を新設、食糧事務所として再編 ・地方農政事務所としフルエンザ 発生	
2003	・新潟県中越地震発生 ・インドネシア・スマトラ島沖大規模地震発生 ・景気の「踊り場脱却」を 育む ・行政改革の重要方針	・WTO枠組み合意 ・農林漁業信用基金独立行政法人に 移行	
2004	・島池太郎震地震発生	・農協法・農業信用保証保険法の改 正法が成立(合併及び事業譲渡)	
2005	・行政改革の重要方針 閣議決定	・保険料率改定(特定資金) ・基金令及びガイドラインの一部改正	

年度	経済・金融の動き	農業・農政の動き	保証保険の制度改正の動き					
			保険引受け保険(保証のみ)(億円)	保険額(保証のみ)(億円)A	保険収支(保証のみ)(百万円)	農協貸出残高(億円)B	保証引受け保険(保証対象)(億円)	保証残高(保証対象)(億円)C
2006	・日銀、量的金融緩和政策の解説 ・能登半島地震発生	・品目横断的経営対策、米政策改進推進方策の実施 ・高病原性鳥インフルエンザの発生(宮崎県、岡山県)	・基金協会の経営の健全性を判断するための基準、早期是正措置の導入	(4,573) 4,573	(37,927) 37,938	(▲1,247) ▲1,246	175,825	4,669 38,417
2007	・新潟中越沖地震発生 ・サブプライム住宅ローン問題 ・建築基準法改正による住宅着工件数減少 ・原材料価格、原油価格の高騰	・食品表示偽装事件発覚 ・米価下落 ・飼料価格高騰 ・18年度の食料自給率39%(力口り一ペース)	・負債整理関係資金(蓄特・負担軽減)に部分保証導入 ・規制改革(銀行等民間金融機関の参入促進への保証金対応) ・独立行政法人整備化計画が12月に閣議決定 ・家賃対象に特別支援資金を保証保険	(4,247) 4,252	(37,056) 37,068	(▲1,342) ▲1,447	176,419	4,352 37,510
2008	・100年に一度とされる世界の金融危機 ・安心実現のための緊急総合対策(1次補正予算) ・生活防衛のための緊急対策(21年度予算へ)	・事故米穀の不正規流通事件 ・19年度の食料自給率40%(力口り一ペース) ・農商工等連携促進法の施行	・信用基金の第2期中期目標期間スタート ・保証金の対象融資機関に信用協同組合を追加 ・保険料割引(主に農業資金) ・家賃(70%保証) ・農業交付金支授緊急対策保証料助成事業開始(21.3~22.3)	(4,605) 4,676	(36,565) 36,483	(▲356) ▲327	178,794	4,716 36,948
2009	・新型インフルエンザ世界的大流行 ・経済危機対策(1次補正予算) ・政権交代、民主党内閣発足 ・事業仕分けによる事務事業見直し ・明日の安心と成長のための緊急経済対策(2次補正予算)	・戸別所得補償制度の創設 ・20年度の食料自給率41%(力口り一ペース) ・新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定(22年3月)	・農業経営維持支援緊急保証事業の実施(1次補正予算) ・畜産開始(1次補正予算まで)	(4,328) 4,331	(36,050) 35,966	(808) 819	179,598 179,598	4,405 36,402

年度	経済・金融の動き	農業・農政の動き	保証保険の制度改正の動き
2006	・日銀、量的金融緩和政策の解説 ・能登半島地震発生	・品目横断的経営対策、米政策改進推進方策の実施 ・高病原性鳥インフルエンザの発生(宮崎県、岡山県)	・基金協会の経営の健全性を判断するための基準、早期是正措置の導入
2007	・新潟中越沖地震発生 ・サブプライム住宅ローン問題 ・建築基準法改正による住宅着工件数減少 ・原材料価格、原油価格の高騰	・食品表示偽装事件発覚 ・米価下落 ・飼料価格高騰 ・18年度の食料自給率39%(力口り一ペース)	・負債整理関係資金(蓄特・負担軽減)に部分保証導入 ・規制改革(銀行等民間金融機関の参入促進への保証金対応) ・独立行政法人整備化計画が12月に閣議決定 ・家賃対象に特別支援資金を保証保険
2008	・100年に一度とされる世界の金融危機 ・安心実現のための緊急総合対策(1次補正予算) ・生活防衛のための緊急対策(21年度予算へ)	・事故米穀の不正規流通事件 ・19年度の食料自給率40%(力口り一ペース) ・農商工等連携促進法の施行	・信用基金の第2期中期目標期間スタート ・保証金の対象融資機関に信用協同組合を追加 ・保険料割引(主に農業資金) ・家賃(70%保証) ・農業交付金支授緊急対策保証料助成事業開始(21.3~22.3)
2009	・新型インフルエンザ世界的大流行 ・経済危機対策(1次補正予算) ・政権交代、民主党内閣発足 ・事業仕分けによる事務事業見直し ・明日の安心と成長のための緊急経済対策(2次補正予算)	・戸別所得補償制度の創設 ・20年度の食料自給率41%(力口り一ペース) ・新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定(22年3月)	・農業経営維持支援緊急保証事業の実施(1次補正予算) ・畜産開始(1次補正予算まで)

4. 農業・農協信用補完制度の仕組み(金額単位:億円 2010.3末)



(注) 数字は、農協においては貸出金残高(金融機関貸出及び地方公共団体等貸出を除く)、銀行・信用金庫にあつては農業向貸出残高である。(平成20年度末時点)信用保証協会の数字は政策公庫の保険残高とした。

1. 農業信用基金協会の保証業務に係る損益状況(全国計・2008年度)

費用 科目		① 当年度		部 門		(単位:千円、%)	
		項目	構成比	項目	構成比	項目	構成比
事	(経 常 損 益 の 部)	721,188	2.6	事	(経 常 損 益 の 部)	19,028,505	56.3
事	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	315,768		事	業 証	18,437,369	
事	(接 託 理)	261,308		うち 保 求 償 権 利 息 及 び 貸 付 金 利 息	581,014		
事	委 管 件 設 務	7,089,499	25.1	そ の 他 収 益	9,461,445	28.0	
事	(人 施 事 の 保 再 保 再 求 务)	4,618,970		うち 保 交 受 取 成	7,165,961	21.2	
事	うち 価 値 業 業	640,106		財 務 収 益	1,670,001	4.9	
事	管 理	662,775		うち 受 有 價 别 利 利 収 益	551,901	1.6	
事	そ の 他	20,300,384	71.8	特 別 利 利 収 益	122,595	0.4	
事	うち 保 付 却 費	3,636,472		合 計	5,165,007	15.3	
事	証 付 費	3,488,600		合 計	2,340,899		
事	理)	3,169,251		合 計	2,792,158		
事	(費 用 料 料)	122,541		合 計	122,595		
事	(金 金)	11,945,020		合 計	5,445,111		
事	(費 用 息 息)	122,778	0.4	合 計	33,777,552	100.0	
事	うち 保 交 受 取 成	122,691					
事	うち 保 費 利 利	20,042	0.1				
事	うち 支 保 値 利						
事	うち 別 利 利						
事	そ の 他						
財	合 計	28,253,881					
財	合 計	5,523,672					
財	合 計	33,777,552					

*科目は主なもののみ記載

2. 農業信用基金協会の保証収支状況(全国計)

(単位:百万円)

	保証料 (A)	保険金・ 再保証機関 代位弁済額 (B)	回収金・ (回収金利 息等を含む) (C)	合 計 (D)=A+B+C	代位弁済額 (E)	再保証料 (F)	保険料・ 納付金 (G)	保険納付金・ (H)=E+F+G	合 計 (D-H)	収支(ネット) ① (A-C-E)	収支(グロス) ② (A+C-E)
農業近代化資金	652	491	510	1,653	746	216	333	1,296	357	416	
農業改良資金	21	7	2	30	10	6	1	17	13	13	
就農支援資金	38	65	7	109	93	13	5	111	-1	-48	
主務大臣指定資金	9,195	6,603	4,356	20,155	9,839	3,401	2,830	16,070	4,085	3,712	
その他資金	8,531	2,785	3,517	14,832	6,614	3,489	1,397	11,499	3,333	5,434	
合計	18,437	9,951	8,392	36,780	17,302	7,125	4,566	28,993	7,787	9,527	

注. 主務大臣指定資金は、保険対象資金のうち近代化・改良・就農支援資金を除く全資金。

第一年度

平成 年 4月 1日から

平成 年 3月 31日まで

事業計画書(案)

農業信用基金協会

目 次

1. 事 業 方 針	1
2. 事業計画（保証計画・付保計画・再保証計画）	3
3. 基金造成計画	4
4. 予定損益計算書	5

第 年度事業計画書

〔平成 年4月1日から
平成 年3月31日まで〕

1. 事業方針

2. 事業計画（保証計画・付保計画・再保証計画）

(単位：千円)

区分		前年度末残高	本年度中		本年度末残高	
			増	減		
近代化資金	保証残高					
	保険残高					
就農業改良資金	保証残高					
	保険残高					
一般資金等	保証残高					
	保険・再保証残高					
	主務大臣指定資金等 内	金融公庫資金等				
		保険残高				
	その他の資金 訳					
		再保証残高				
保証残高合計						
保険・再保証残高合計						

(注) 「主務大臣指定資金等」とは、「主務大臣指定資金」及び「副保証」をいう。以下同じ。

3. 基金造成計画

(単位:千円)

区分	前年度末残高	本年度中		本年度末残高
		増	減	
近代化資金	都道府県出資			
	市町村			
	単位農協			
	信連			
	全共連			
	全農			
	中央会			
	その他の			
	小計			
	交付金			
	繰入金			
	計			
農業改良資金	都道府県出資			
	その他出資			
	交付金			
	繰入金			
	計			
一般資金等	都道府県出資 (うち金融公庫資金等分)	()	()	()
	市町村 (うち金融公庫資金等分)	()	()	()
	単位農協			
	信連			
	全共連			
	全農			
	中央会			
	その他の			
	小計 (うち金融公庫資金等分)	()	()	()
	交付金 (うち金融公庫資金等分)	()	()	()
	繰入金 (うち金融公庫資金等分)	()	()	()
	計 (うち金融公庫資金等分)	()	()	()
金等	都道府県出資			
	市町村			
	単位農協			
	信連			
	全共連			
	全農			
	中央会			
	その他の			
	小計			
	交付金			
	繰入金			
	計			
合計				

(注) 1 全国農業協同組合連合会と統合していない経済農業協同組合連合会等については、「全農」を「経済連」とする。

2 農業改良資金及び就農支援資金に係る都道府県出資は、農林漁業信用基金に出資するため県(都道府)から出資された額を除く。

4. 予定損益計算書

(単位：千円)

		金額	保証業務	近代化資金	農業改良資金・就農支援資金	一般資金等	共通	促進業務	備考
経常損益の部	I事業収入	1. 保証料							
		2. 調査費							
		3. 求債権利息及び貸付金利息							
		(事業収入小計)							
	IIその他収益	1. 保険金							
		2. 交付金							
		3. 回収金 払戻金							
		4. 利子補給金							
		5. 受取助成金							
		6. 雑収益							
特別損益の部		(その他収益小計)							
	III財務収益	1. 受取利息							
		2. 有価証券利息							
		3. 有価証券売却益							
		4. 受取配当金							
		5. その他の財務収益							
		(財務収益小計)							
		(経常収益計)							
	IV特別利益	1. 固定資産売却益							
		2. 債却債権取立益							
経常管理費の部		3. 投資有価証券売却益							
		(特別利益小計)							
収益合計									
共通収益配賦額 () ()									
収益合計額									
I事業直接費	1. 信用調査費								
	2. 事業推進費								
	3. 業務委託費								
	4. 債権管理費								
	(事業直接費小計)								
経常管理費の部	II事業管理費	1. 役員報酬							
		2. 給与手当							
		3. 法定福利費							
		4. 厚生費							
		5. 賞与引当金繰入							
		6. 退職給付引当金繰入							
		7. 旅費交通費							
		8. 事務費							
		9. 会議費							
		10. 交際費							
		11. 広報費							
		12. 租税公課							
		13. 施設費							
		14. 減価償却費							
		15. 雑費							
(事業管理費小計)									

益 の そ の 他 費 用 部	1. 保 險 料								
	2. 再 保 証 料								
	3. 保 險 納 付 金								
	4. 保 險 金 等 返 還 金								
	5. 再 保 証 納 付 金								
	6. 支 払 準 備 金 繰 入・戻 入(△)								
	7. 保 証 責 任 準 備 金 繰 入・戻 入(△)								
	8. 求 借 権 価 却 引 当 金 繰 入・戻 入(△)								
	9. 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入・戻 入(△)								
	10. 特 别 準 備 金 及 び 特 別 支 援 金 繰 入・戻 入(△)								
	11. 求 借 権 債 却 費								
	12. 貸 倒 引 当 金 繰 入・戻 入(△)								
(その他費用小計)									
IV 財 務 費 用	1. 支 払 利 息								
	2. 有 価 証 券 売 却 損								
	(財務費用小計)								
(経常費用計)									
特 別 損 益 の 部 失	V 1. 固 定 資 產 完 却 損								
	2. 固 定 資 產 除 却 損								
	3. 投 資 有 価 証 券 売 却 損								
	4. 有 価 証 券 評 価 損								
	(特別損失小計)								
費 用 合 計									
共通費用配賦額		保 証 平 均 残 高 割	()	()					
		保 証 件 数 割	()	()					
当 期 利 益 金									
費 用 及 び 当 期 利 益 金 合 計									

(注) 必要のない科目は、削除すること。

別紙3

農業信用基金協会の会計規程「(別紙6) 求償権の償却基準等」より

第2 求償権の償却基準

- 1 この協会が取得した求償権は、次の各号の一に該当する場合には、理事会の承認を得て、その全部又は一部を償却することができる。
 - (1) 当該求償権に係る債務の債務者の破産手続開始の決定等次のいずれかの理由により、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合（業務方法書第24条第1号）
 - ① 当該求償権に係る債務の主たる債務者及びその保証人（以下「被求償者」と総称する。）について、破産手続開始の決定がなされた場合、特別清算、会社更生、民事再生、強制執行若しくは整理の手続に入った場合、又は、解散、清算若しくは事業閉鎖に至った場合
 - ② 被求償者が死亡、失踪若しくは行方不明となり、又は、刑の執行を受けた場合
 - ③ 被求償者が滞納による差押処分を受けた場合
 - (2) 当該求償権に係る債務の債務者が天災地変その他次のいずれかの事情により著しい損害を受け、当該債務の全部又は一部の弁済の見込みがないと認められる場合（業務方法書第24条第2号）
 - ① 被求償者が天災又は事故により著しい損害を受けた場合
 - ② 被求償者が経済事情の急変により著しい損害を受けた場合
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、次のいずれかの事情により当該求償権に係る債務の弁済が著しく困難であると認められる場合（業務方法書第24条第3号）
 - ① 被求償者について、債務超過の状態が相当期間継続し、事業の再起の見通しがない場合
 - ② 被求償者について、収益の見込みが全くないか、又は債務に比して収益力が著しく貧弱なため、回収見込みがない場合
 - ③ 被求償者が事業を継続している場合であっても業況不振のため事業について重大な損失を受けたため、当該求償権につき、相当期間にわたってみるべき内入れ、違約金の支払その他の入金がない場合
 - ④ 被求償者が前各号に準ずる事情が生じた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、担保の処分が完了していない求償権については、償却することができない。ただし、当該担保について求償権に優先する債権があり、その優先債権の総額が当該担保の評価額（時価）を上回り回収見込みが全くないと認められる場合、担保物件が滅失又は腐朽した場合及び換金処分が著しく困難な事情にある場合はこの限りではない。

1. 農業信用基金協会の保証引受額(全国計)の状況

特定資金(国の政策に基づく農業資金)		2007年度	2008	2009			
		82,892	9,0%	100,718	9,8%	107,914	11,5%
農業近代化資金	42,987	43,046	37,990				
農業改良資金	996	675	671				
就農農業公庫資金	2,311	1,792	3,612				
金融公庫改善促進資金	25,554	31,087	23,351				
農業経営改善資金	3,239	5,124	4,334				
農業経営維持資金	1,706	1,325	2,531				
畜産疾病特別支援資金	3,447	1,939	1,034				
畜産飼料特別支援資金	7	15,631	44				
畜産維持緊急支援資金副保証	2,617						
特定資金以外(プロパーア資金)	29	99	19,391				
農業資金	837,528	91,0%	923,876	90,2%	830,421	88,5%	
農家生活改善資金(農外事業)	132,289	14,4%	154,954	15,1%	146,025	15,6%	
農家生活改善資金	25,418	2,8%	24,120	2,4%	21,406	2,3%	
その他資金(保険対象外)	194,643	21,1%	191,832	18,7%	165,180	17,6%	
合計	485,178	52,7%	552,970	54,0%	497,810	53,1%	
農業資金	920,420	100,0%	1,024,595	100,0%	938,335	100,0%	
特定資金以外	215,181	23,4%	255,672	25,0%	253,939	27,1%	
特定資金以外	82,892	(38,5%)	100,718	(39,4%)	107,914	(42,5%)	
特定資金以外	132,289	(61,5%)	154,954	(60,6%)	146,025	(57,5%)	

注: 農林漁業信用基金の保険対象資金は「その他資金」を除く全資金である。(以下同じ)

2. 農業信用基金協会の保証残高(全国計)の状況

特定資金(国の政策に基づく農業資金)		2007年度	2008	2009			
		480,516	7,4%	490,636	7,3%	484,867	7,1%
農業近代化資金	203,318	193,991		181,962			
農業改良資金	6,192	5,873		5,467			
就農農業公庫資金	13,012	13,430		15,470			
金融公庫改善促進資金	169,635	181,646		181,894			
農業経営改善資金	11,802	15,228		17,556			
畜産疾病特別支援資金	35,803	30,233		26,125			
畜産飼料特別支援資金	36,806	31,627		24,061			
畜産維持緊急支援資金副保証	1,123	513		249			
特定資金以外	2,617	18,095		32,084			
合計	208	282		19,383			
特定資金以外(プロパーア資金)	6,044,312	92,6%	6,246,289	92,7%	6,375,105	92,9%	
農業資金	758,332	11,6%	734,030	10,9%	733,062	10,7%	
農家生活改善資金(農外事業)	821,340	12,6%	783,005	11,6%	744,366	10,9%	
その他資金(保険対象外)	1,690,849	25,9%	1,686,877	25,0%	1,658,191	24,2%	
合計	2,773,791	42,5%	3,042,376	45,2%	3,239,486	47,2%	
農業資金	6,524,828	100,0%	6,736,925	100,0%	6,859,972	100,0%	
特定資金	1,238,848	19,0%	1,224,667	18,2%	1,217,929	17,8%	
特定資金以外	480,516	(38,8%)	490,636	(40,1%)	484,867	(39,8%)	
特定資金以外	758,332	(61,2%)	734,030	(59,9%)	733,062	(60,2%)	

1. 農業信用基金協会の事故率の状況(全国計)

(単位:百万円)

	2007年度				2008年度				2009年度			
	償還額 (a)	代弁額 (b)	償還事故率 (b/a)									
農業近代化資金	55,655	763	1.37%	52,373	746	1.42%	50,020	777	1.55%			
農業改良資金	875	1	0.08%	994	10	1.02%	1,076	9	0.79%			
就農支援資金	1,221	83	6.75%	1,374	93	6.74%	1,572	51	3.24%			
主務大臣指定資金	468,162	10,593	2.26%	473,090	9,839	2.08%	442,494	8,226	1.86%			
その他資金	276,815	5,750	2.08%	284,385	6,614	2.33%	300,700	8,358	2.78%			
合計	802,729	17,189	2.14%	812,216	17,302	2.13%	795,363	17,421	2.19%			

注1. 債還額=一期保証残高+一期中保証引受け期末保証残高
 2. 主務大臣指定資金は、保険対象資金のうち近代化・改良・就農支援資金を除く全資金。

2. 農業信用基金協会の回収率の状況(全国計)

(単位:千円)

	2007年度				2008年度				2009年度			
	期首求償権 残高 (a)	代弁額 (b)	回収金 (利息等含む) (c)	期中求償権 回収率 (c/(a+b))	期首求償権 残高 (a)	代弁額 (b)	回収金 (利息等含む) (c)	期中求償権 回収率 (c/(a+b))	期首求償 権残高 (a)	代弁額 (b)	回収金 (利息等含む) (c)	期中求償権 回収率 (c/(a+b))
農業近代化資金	7,484	763	562	6.82%	6,3%	7,204	746	510	6.41%	6,44%	6,953	777
農業改良資金	2	1	1	26.8%	1.9%	2	10	2	16.70%	2.6%	10	9
就農支援資金	105	83	4	2.13%	1.42	93	7	2.86%	2.86%	2.08	51	2
主務大臣指定資金	55,803	10,593	4,013	6.04%	47.8%	57,398	9,839	4,356	6.48%	47.7%	54,385	8,226
その他資金	47,176	5,750	4,019	7.55%	38.2%	45,851	6,614	3,517	6.70%	38.2%	45,212	8,358
合計	110,571	17,189	8,569	6.75%	44.9%	11,0597	17,302	8,392	6.56%	44.8%	106,769	17,421

注: 主務大臣指定資金は、保険対象資金のうち近代化・改良・就農支援資金を除く全資金。

(単位:千円)

**日本農業金融視察団の
「日本の農業信用保証の仕組みの企画・推進状況」
に関する質問事項と回答**

日本では、融資機関の農業者等に対する貸付けに係る債務保証を都道府県の農業信用基金協会が行い、農業信用基金協会の保証リスクを農林漁業信用基金が行う保険のスキームで分散する制度となっています。ご質問は農業信用基金協会が行う保証制度に係る事項と理解して回答いたします。

2010年9月29日

**独立行政法人 農林漁業信用基金
農業管理室**

問1. 農林漁業信用基金の沿革、資金の出資先、出資額及びその比率

(答)

1. 農業信用保証保険制度の沿革

- ①1950～1961年に各都道府県において、農協が出資する財団法人の法人格の農業信用基金協会が設立。
- ②1961年10月、農業近代化資金制度の創設とともに、その債務保証を行う保証制度が創設された。（根拠法は農業信用基金協会法）既に存在する各都道府県の農業信用基金協会を改組して、主務省が認可する法人として設立。
- ③1966年8月、農業信用基金協会の保証リスクを全国1カ所で分散する保険機関の必要性から、保証保険制度が創設。（農業信用基金協会法から農業信用保証保険法に改正）保険機関として国の認可法人である農業信用保険協会が設立。
- ④1972年沖縄県の本土復帰により、沖縄県農業信用基金協会が設立。
- ⑤1987年10月特殊法人等の整理合理化により、農林漁業の信用補完3法人が統合し、国の認可法人である農林漁業信用基金が設立。
- ⑥2003年10月特殊法人等整理合理化計画により、農林漁業信用基金が独立行政法人化され、独立行政法人農林漁業信用基金となる。

2. 農業信用基金協会に対する出資について

- ①農業信用基金協会は、法令上、会員制をとっており、総会の議決に基づく事業運営を行っている。基金協会の会員資格を有する者は、協会の区域内に住所を有する農業者等（注）及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体である。

（注）農業者等とは次に掲げる者である。

- 1 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者
- 2 農業協同組合
- 3 農業協同組合連合会
- 4 農事組合法人
- 5 農業協同組合中央会
- 6 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- 7 土地改良区及び土地改良区連合
- 8 たばこ耕作組合

9 農業振興公益法人（農業を営む者、農業に従事する者、農協、同連合会又は地方公共団体が、社団法人にあっては 表決権の過半数を保有し、財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）

10 農産物を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業その他の農業の振興に資する事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社であって、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

②会員は出資金一口（1万円）以上を有しなければならない。基金協会の会員別出資状況（全国計）は次のとおり。

会員別出資状況(2009年3月末現在) (単位：百万円)

区分	合計	都道府県	都道府県以外							
				市町村	農協	信農連	全共連	経済連等	その他	
近代化農就	29,892 212 257	13,638 210 255	16,253 2 2	3,519 2 2	7,941 - 0	2,586 - -	687 - -	971 - -	550 - -	
一般等 うち金融公庫	205,854 13,065	17,830 4,471	188,024 8,595	6,320 759	134,355 5,574	34,069 1,513	6,956 273	5,863 471	461 5	
計	236,214	31,933	204,281	9,842	142,296	36,655	7,644	6,833	1,011	

2. 農林漁業信用基金の役割、業務内容

(答)

1. 農業信用基金協会の役割

農業信用保証保険法第1条（目的）には、

「農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資機関の農業者等に対する貸付けについて、その債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度及びその保証等につき独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用保険の制度を確立し、もって農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的としている。」となっている。

2. 農業信用基金協会の業務内容

- ① 会員たる農業者等（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）が農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、それ以外の資金であってその事業又は生活に必要な資金を借り入れることにより、融資機関に対して負担する債務の保証
- ② 信用農業協同組合連合会・農林中央金庫の統合県の農業協同組合が、(株)日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて農業者等に貸付けを行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務の保証（現在、奈良県のみ取扱い）
- ③ 農業経営基盤強化法等の認定を受けた者（認定農業者）であってその区域内に住所を有するものに対し当該認定に係る計画を円滑に達成するのに必要な資金（農業経営改善促進資金）の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

3. 農林漁業信用基金の保証能力（保証倍数）、及び限度枠

(答)

農業信用基金協会の保証能力は、協会の財産基盤である基金に対する倍率で業務方法書において規定されており、会員毎の限度枠は出資に対する倍率で規約において規定されている。

1. 基金協会の基金について

基金協会は、会員からの出資金、準備金からの繰入金、都道府県その他の団体から交付された交付金を基本財産として、保証債務に対する最終的担保である「基金」として管理している。融資機関から代位弁済の請求があった場合には、この「基金」により代位弁済を行うとともに、その運用益により業務運営を行っている。

年度末基金造成状況

(単位：百万円)

区分	2003 年度	2004	2005	2006	2007	2008
基 金	(4.9) 272,605	(1.8) 277,521	(2.7) 285,012	(▲0.6) 283,376	(2.5) 290,380	(1.1) 293,645
出 資 金 交 付 金 繰 入 金	219,106 11,548 41,951	223,452 12,024 42,045	230,941 11,907 42,164	228,464 12,596 42,316	233,766 14,070 42,544	236,015 14,989 42,641
基金現在高	201,092	203,717	244,928	244,165	252,045	257,190

2. 基金協会の保証の最高限度（業務方法書第3条）

「保証残高（注1）の合計額は、保証債務の弁済に充てるための基金の額（注2）の○倍」であると業務方法書で規定されている。（業務方法書は主務省（農水省・金融庁）の認可が必要）2008年10月現在で10倍～40倍となっている。

注1. 保証残高は、保険関係が成立している保証にあっては保証合計額から当該保険関係に係る保険金額に相当する額（70%）の残高、再保証関係が成立している保証にあっては保証合計額から当該再保証関係に係る再保証金額の2分の1に相当する額の残高を控除した自己リスク分の額。

1. 基金の額は、出資金・交付金・繰入金により造成した額から、基金をもって行った代弁額を差し引き、受領保険金・回収金のうち協会取得分・求償権償却額（受領保険金相当額及び再保証機関が行った代弁

相当額を除く自己リスク分。) を加えた現在高。

基金協会の保証倍率の分布状況(2008年10月1日現在)

(単位:協会数)

	10倍	15倍	20倍	25倍	30倍	35倍	40倍	平均 倍率
特定資金	3	28	16	0	0	0	0	16.4
特定以外の一般資金	1	20	10	10	2	3	1	20.5

注. 特定資金とは、農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、公庫転貸資金、農業経営改善促進資金、負担軽減支援資金、畜特資金等の国の制度に基づく資金で、一般資金は融資機関のプロパー資金をいう。

3. 1会員に対する保証の最高限度

1会員についての保証の金額の最高限度は、基金協会の規約で規定されており、特定資金又は一般資金に係る債務保証のための基金として出資したそれぞれの出資額の100倍～300倍となっている(2008年10月現在)。ただし、特に必要な場合には理事会特認有り。

4. 農林漁業信用基金の収入、支出項目及びその比率(支出点検)

(答)

農業信用基金協会の保証業務に係る損益の状況と、保証収支の状況は別紙1の通り。(全国計・2008年度)

5. 農林漁業信用基金の保証対象、保証範囲、保証金額限度、保証割り数、 保証料比率

(答)

農業信用基金協会の保証対象資金、保証範囲、保証限度額、保証割合、保証料率は次のとおり。

1. 保証対象資金

大きくは、特定資金と特定資金以外の一般資金に分けられる。

① 特定資金：国の制度に基づく資金

ア 農業経営の改善に資する前向き資金

農業近代化資金、農業改良資金、就農支援資金、公庫転貸資金、農業
経営改善促進資金等

イ 農業経営の維持に資する後ろ向き資金

畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金（いずれも負債整理資金）
家畜疾病経営維持資金、家畜飼料特別支援資金 等

② 一般資金：融資機関のプロパー資金

ア 農業資金

農地・農業施設の改良・造成・復旧・取得、機械器具の改良・取
得に必要な資金、事業運営に必要な運転資金（果樹等植栽育成、家
畜購入・育成、肥料・飼料等購入等）

イ 農外事業資金

農業者等の保有する土地、施設等の資産、農村の地域資源を活用
して行う事業に必要な施設の改良・造成・取得に必要な資金（賃貸
住宅、賃貸業務施設、民宿・スポーツ施設等）

ウ 生活資金

農業者・農業後継者の生活改善又は農業後継者の確保に必要な資
金（住宅の改良・造成・取得、自動車購入、教育等）

2. 保証範囲

借入金の元本、利息及びその債務の不履行による遅延損害金を加えた額
の100%（ただし、理事会が別に定めたものについては、その範囲内）

3. 保証限度額

① 被保証者に対する保証の最高限度は業務方法書で規定。

① 特定資金

特定資金の貸付限度額

(近代化資金の場合 個人18百万円 法人2億円)

② 特定資金以外の一般資金（ただし、特に必要な場合には理事会特認有り）

a 農業を営む者 個人 3,000万円

個人以外 5,000万円

b 農業協同組合等 15,000万円

4. 保証割合

事故率の高い農業経営の維持に資する資金の一部については、制度的に部分保証を導入している。

① 畜産特別資金、農業経営負担軽減支援資金（2007年4月以降）

ア 保証残高10億円以上の協会

借入者の負債比率に応じて、借入金の元本及び利息の合計残高の70%以内～100%以内の範囲

借入者の負債比率	保証の範囲
100%未満	100%以内
100%以上200%未満	90%以内
200%以上300%未満	80%以内
300%以上400%未満	70%以内
400%以上	保証対象外

イ 保証残高10億円未満の協会

借入者の負債比率に応じて、借入金の元本及び利息の合計残高の100%又は90%

借入者の負債比率	保証の範囲
100%未満	100%
100%以上	90%

注. 負債比率：該当資金の保証申し込み時における総負債残高を、最近3か年の平均売上高又は前年度の売上高のいずれか多い額で除して得た比率

- ② 家畜飼料特別支援資金（2008年4月以降）
　　借入金の元本及び利息の合計残高の70%

5. 保証料率

保証料率の最高限度を業務方法書で規定。

- ① 農業近代化資金及び農業改良資金
(ア) 融資対象物件以外の担保又は第三者保証人を徴求しない場合
　　債務保証残高（元本分）に対し年1.0%以内
(イ) 融資対象物件以外の担保又は第三者保証人を徴求する場合
　　債務保証残高（元本分）に対し年0.5%以内
- ② 就農支援資金
　　債務保証残高（元本分）に対し年0.5%以内
- ③ 一般資金
　　債務保証残高（元本分）に対し年2.0%以内
なお、実際の保証料率は協会毎・資金毎で異なっており、徴収方式も異なる。（分割前取り・分割後取り・全期間一括前取り）
(近代化資金の場合、無担保で0.60%、有担保で0.30%が多い。)

6. 農林漁業信用基金の運営計画（運営目標の達成率を含む）の作成の仕組み

(答)

農業信用基金協会の「毎事業年度の事業計画の設定及び変更」については、農業信用保証保険法（第46条）において総会の議決事項と規定されています。（様式は別紙2の通り）

7. 農林漁業信用基金の責任準備金（不良債権のための準備金）

(答)

農業信用基金協会の会計ルールにおいて、「不良債権のための準備金」は次の4つが相当する。

1. 保証責任準備金

通常の予測を超えて発生する保証事故による損失に備えるための準備金であり、事業年度末保証残高（ただし翌事業年度約定返済元金相当額を除く）について、保険・再保証に付されている分は6/1000、保険・再保証に付されていないものは1/100を積み立てることとなっている。（特別準備金相当分を除く）

ただし、算出された額が前年渡の保証責任準備金の額を超える場合には、その超える額の1/6を前年渡の同準備金の額に加えた額とすることができる。

2. 債務保証損失引当金

債務保証の損失に備えるための引当金であり、事業年度末保証残高（保険・再保証に付されている分、国・地方公共団体・その他団体との間で損失補てん契約に係る分、特別準備金相当分を除く）を被保証者の財務状況及び返済能力に応じて被保証者ごとに区分し、当該区分ごとの事故率・回収不能率により算出することとなっている。

ただし、大口保証案件（保証残高上位500件（5,000万円以上を含む））については、案件毎の被保証者の財務状況及び返済能力を融資機関からの報告により個別に予想される損失額に対し引き当てを行い、大口保証案件以外は、当該事業年度を含む10年間の残高事故率・回収不能率を乗じて算出する。

3. 求償権償却引当金

求償権の取立不能に備えるための引当金であり、事業年度末求償権残高（保険金相当額・求償債務相当額を除く）に3事業年度末（10・11・12年前）時点の回収不能率を乗じた額、または当該求償権残高から経済余剰・担保処分による回収見込額を差し引き、さらに特別準備金積立額（求償権償却引当金相当分）と特別支援金積立額を除いた額とする。

4. 特別準備金

扱い手農業者が必要とする農業関係制度資金（近代化・改良・就農・公庫・促進・畜特・負担軽減）の無担保・無保証人保証による保証引受リスク（自己リスク）に備えて積立てる準備金であり、積立必要額の一部については、都道府県から助成が行われている。この準備金は求償権の償却に要する経費に充てるため取り崩すことができる。（助成割合は、原則、改良・就農が3/3、その他の資金が2/3となっている。）

積立額は、前年12月末現在の保証残高・求償権残高から求めた、保証責任準備金・債務保証損失引当金・求償権償却引当金の合計額に、当年1月～3月の償却求償権回収額（自己リスク分）を加え、取崩額を差し引いた額とする。

8. 農林漁業信用基金のリスク管理、返済できないの代償及び求償権

（答）

農業信用基金協会のリスク管理としては、保証付債権における期中管理と求償権の管理・回収が該当する。

1. 保証付債権に係る期中管理

保証付債権の期中管理については、債務保証契約書において、融資機関に対し「保証付債権以外の債権と同等の注意、管理義務（善管注意義務）」を課しており、基金協会が直接管理を行うことはないが、特定の大口保証案件等について債務者の状況報告を融資機関に定期的に求めることはある。なお、保証残高の延滞状況については、J A S T E M（農協系統信用事業オンラインシステム）からの帳票により把握している。

2. 求償権の管理

①求償権の回収については、融資機関と業務委託契約を締結して、業務委託を行うことができるが、多くの協会が経費節減で委託を行わず、自ら回収業務に従事しているのが実情である。なお、求償権残高については、協会毎の求償権残高管理システムにより把握し、協会によっては法的措置の状況を管理する求償権進行管理システムを利用している。

②また、求償権が別紙3の償却基準に該当する場合には、理事会の承認を得て償却している。

9. 政策的な農業貸付（ローン）と一般的な農業貸付（ローン）の担保比率

（答）

最近3カ年（2007年度～2009年度）の保証引受・保証残高の状況（全国計）について、別紙4の通り。

10. 最近3年の実績の内容（特に貸出金回収遅延（不能）率、代償金額、代償回収金額及び代償回収率、不良債権準備金など）

（答）

最近3カ年（2007年度～2009年度）の代位弁済（事故率）・求償権回収額（回収率）・求償権残高の状況（全国計）について、別紙5の通り。